

衆憲資第 13 号

象徴天皇制に関する基礎的資料

最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会
(平成 15 年 2 月 6 日及び 3 月 6 日の参考資料)

平成 15 年 2 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成15年2月6日(木)及び3月6日(木)の衆議院憲法調査会最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会において、「象徴天皇制」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち問題関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する国会答弁、主要学説等を整理したつもりですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

【目 次】

天皇制をめぐる国会における議論

1 . 日本国憲法と大日本帝国憲法とにおける天皇の権能・地位等の相違	1
2 . 我が国は立憲君主国か	2
3 . 天皇の元首性 天皇は元首か	3
天皇の対外代表権	5
4 . 天皇・皇族に対する憲法規定の適用 天皇に対する憲法第三章（人権規定）の適用	8
皇族に対する憲法の諸規定の適用	9
5 . 皇族女子の皇位継承と 14 条	11
6 . 天皇の公的行為 公的行為とは何か	14
公的行為の根拠、限界及び責任の主体	16
7 . 内閣の助言と承認に対する天皇の拒否権	18
8 . 衆議院の解散	19
9 . 天皇の国事行為としての儀式と政教分離	24
10 . 摂政及び国事行為の臨時代行 国事行為の臨時代行と摂政との相違について	28
摂政が置かれる場合の「重大な事故」について	30

天皇制に関する諸資料

1 . 天皇制に関する新旧憲法の対照	33
2 . 天皇制に関する主要年表（S20.8.14～）	36
3 . 皇室の構成及び皇位継承順位	42
（1）皇位継承に関しての現行の皇室典範制定過程における議論	43
（2）女性の皇位継承に関する旧皇室典範制定過程における議論	45
（3）王室を有するヨーロッパ諸国の王位継承制度	47
4 . 国事行為の臨時代行の事例（第 4 条関係）	49
5 . 内閣総理大臣の任命（第 6 条第 1 項関係）	51

6 . 最高裁判所長官の任命 (第 6 条第 2 項関係)	52
7 . 憲法改正、法律、政令及び条約の公布 (第 7 条第 1 号関係)	53
8 . 国会の召集 (第 7 条第 2 号関係)	54
9 . 衆議院の解散 (第 7 条第 3 号関係)	55
1 0 . 国会議員の総選挙の施行の公示 (第 7 条第 4 号関係)	56
1 1 . 国務大臣等の任免等の認証 (第 7 条第 5 号関係)	58
1 2 . 恩赦の認証 (第 7 条第 6 号関係)	59
1 3 . 栄典の授与 (第 7 条第 7 号関係)	60
1 4 . 全権委任状の認証等 (第 7 条第 5 号関係)、批准書その他の外交文書の認証 (同条第 8 号関係) 及び外国の大使等の接受 (同条第 9 号関係)	63
1 5 . 儀式の主宰 (第 7 条第 10 号関係)	67
1 6 . 皇室経済等 (第 8 条及び第 88 条関係)	70
1 7 . 皇室会議及び皇室経済会議	74
1 8 . 王室制度 (類似の制度を含む) を保有する国家 (2002.12 現在)	75

1 . 日本国憲法と大日本帝国憲法とにおける

天皇の権能・地位等の相違

(関連条文：憲法第 1、3、4 条、大日本帝国憲法第 1、3、4、5、11 条等)

国会における議論 (第 75 回国会・S50.3.18 衆議院・内閣委員会)

上原康助君 (社) ……旧憲法下における天皇制のあり方と日本国憲法になってからの天皇の地位の根本的な違いというのは一体どこにあるのか、憲法との関係において御説明をいただきたいと思うのです。

政府委員 (角田礼次郎・内閣法制局第一部長) 旧憲法下の天皇と現在の憲法のもとにおける天皇というものの権能なり、地位というものにおいて非常な違いがあるということは御指摘のとおりでございます。そこで、一番大きな違いと申しますと、やはり第一に、旧憲法下における天皇は、いわゆる国の元首であって統治権を総攬する地位にあられたということでもあります。これに対して現憲法のもとにおける天皇は、第 1 条に明記するがごとく、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、一口で言えば非政治的な地位におられるということであろうと思います。

それから第二に、旧憲法下における天皇は、さかのぼりますと、いわゆる神勅にさかのぼるわけでございますが、万世一系の天皇として初めからそういう地位を持っておられたということでございますけれども、現在の天皇は、やはり第 1 条に明記されているごとく、この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。この二点が旧憲法下における天皇と現憲法下における天皇との非常に大きな違いであろうと思います。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「旧憲法下の天皇制の基本原則 (天皇統治の原則) は、(1) 天皇は統治権 (主権) を「総攬」(総括保持) し、大日本帝国を統治すること、(2) 天皇の地位の根拠は「万世一系」(旧 1 条) の皇統にあり、その根源は究極的には天孫降臨の神勅 (日本書紀・古事記) にさかのぼるものであること、(3) したがって天皇は神格すなわち現人神たる性格を有し、政治上・道徳上の絶対的権威を有するものであり、臣民はこのような天皇の統治に絶対的に服従する地位にあることなどに存した。…… (これに対して日本国憲法においては) 天皇制の基本原則は、次の諸原則であり、それらはいずれも前期の旧天皇制の基本原則を否定したものである。(1) 天皇はもはや統治権 (主権) の総攬 (総括保持) するものではない。主権は国民に存する。(2) 天皇は世襲によってその地位につくものではあるが、その地位の根拠は「万世一系」の皇統にあるのではなく、「主権の存する日本国民の総意に基く」。(3) 右の第二の原則の結果として、もはや天皇は神格性 (現人神たる性格) を有するものではない。(4)

第一の原則の結果として、天皇は主権の行使から遮断され、「国政に関する権能」を有しない。(5)以上の四つの原則の下において、天皇は「象徴」たる地位にある。すなわち、天皇は日本国および日本国民統合の「象徴」としてとされているが、この「象徴」という文字は、以上の四つの原則の下における天皇の地位を表現するものとして用いられているのである。」「(『憲法(上)〔新版〕』佐藤功 33-34頁)

2. 我が国は立憲君主国か (関連条文：憲法第1条等)

国会における議論(第71回国会・S48.6.28 参議院・内閣委員会)

内藤普三郎君(自民) 日本国は共和政体の国でないことは明らかですが、世襲である天皇の憲法上の国事行為にはいろいろな憲法上の制約がありますので、専制君主制ではなく、立憲君主制の国であると理解してよろしいでしょうか。

政府委員(吉國一郎・内閣法制局長官) 国家の形態を君主制と共和制とに分けて、わが国がそのいずれに属するかということがまず問題になるわけですが、公選による大統領その他の元首を持つことが共和制の顕著な特質であるということが一般の学説でございますので、わが国は共和制ではないことはまず明らかであろうと思います。

それでは、君主制をさらに専制君主制と立憲君主制に分けるといたしますならば、わが国は近代的な意味の憲法を持っておりますし、その憲法に従って政治を行う国家でございます以上、立憲君主制と言っても差しつかえないであろうと思います。もっとも、明治憲法下におきますような統治権の総攬者としての天皇をいただくという意味での立憲君主制でないことは、これまた明らかでございます。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「この憲法の下における日本国の国家形態を君主制と見るべきか、共和制と見るべきかも問題になる。それはまた天皇を元首たる君主と見るべきかの問題でもある。この問題は、君主制・共和制の定義、その区別の基準をどこに求めるかによって結論を異にすることとなる。……(略)……本国の国家形態はかつての絶対君主制や立憲君主制のような伝統的・典型的な君主制には属さないことは明らかであるが、右の歴史的発展のなかに新たな君主制および君主の概念(定義)が生じてきたということができ、この定義に即して見るならば、日本国はなお君主制とよぶことができる。……(略)……要

するに、この憲法下の日本国は伝統的・典型的な君主制には属さないが、同時に伝統的・典型的な共和制にも属さない。その意味では「中間的な国家形態」であるともいえようが、そのような位置づけはなお伝統的な君主制と共和制との基準に基づいた位置づけであり、むしろ新たな君主制の基準に基づいて「国民主権下の君主制」とよぶことが適当であろう。」(『憲法(上)新版』佐藤功 35-37 頁)

「君主制の歴史の変遷をみると、専制 (autocracy) の理想類型にもっとも近い絶対君主制から、君主の権能に制限が加えられる制限君主制へと推移し、後者は、封建君主制、等族君主制から、近代の立憲君主制 (constitutional monarchy) へと進化している。立憲君主制は、18 世紀の絶対君主制に対する 19 世紀の民主的勢力によって、専制的原理と民主的原理との妥協の結果生まれたもので、国家の機構の主要な部分において、二つの原理を混在せしめている。すなわち、君主になお、かなり広大な権能を認めながらも、立法作用には、民選の議会を参与させ、君主の行政作用には大臣の協力を必要とし、司法作用は君主にかわって、独立の裁判所によって行われるものとするなどがその特色である。わが明治憲法もその仲間入りをした。ところが、19 世紀から 20 世紀にかけて、民主政治、議会政治がますます発達するにつれて、君主制の国家は、しだいにその数を減じ、なお君主制の外形を維持している国家においても、国民主権の確立ならびに議会制度および内閣制度の発達によって、君主の性格と機能とはさらに一変し、政治の実権はしだいに君主の手からはなれて他の機関に移り、イギリス国王のように、「君臨するも統治しない」君主が生まれるにいたった。ベルギーやオランダなどの君主もこれに近い。これらを議会君主制 (parliamentary monarchy) という。

わが現行憲法における天皇は、象徴としての地位にあって、それにふさわしい形式的・名目的・儀礼的な国事行為だけを担当し、国政に影響を与えるような行為をなす権能はなく、さきにかかげた君主の標識のうち、統治権については、まったく形式面のみを担当し、対外代表権もわずかしか認められなくなった。しかし、なお、残余の五つの標識はそなえており、歴史的にみて、これを君主といっても、あえて誤りというべきほどのものではない。ただし、この場合、君主と名づけるとしても、現在のイギリスの国王の型よりもさらに君主的色彩の薄らいだ型を示す者であることは、注意しなければならない。」(『憲法【第三版】』清宮四郎 184-185 頁)

3 . 天皇の元首性 (関連条文：憲法第 1,7 条等)

天皇は元首か

国会における議論 (第 113 回国会・S63.10.11 参議院・内閣委員会)

政府委員 (大出峻郎・内閣法制局第一部長) ただいまの御質問は、天皇は元首であるかどうかということに関連しての御質問かと思いますが、

現行憲法上におきましては元首とは何かを定めた規定はないわけであり
ます。元首の概念につきましては、学問上法学上はいろいろな考え方がある
ようでございます。したがって、天皇が元首であるかどうかというこ
とは、要するに元首の定義いかに帰する問題であるというふうに考えて
おるわけであります。

かつてのように元首とは内治、外交のすべてを通じて国を代表し行政権
を掌握をしている、そういう存在であるという定義によりますならば、現
行憲法のもとにおきましては天皇は元首ではないということになると思
います。

しかし、今日では、実質的な国家統治の大権を持たなくても国家にお
けるいわゆるヘッダの地位にある者を元首と見るなどのそういう見解もあ
るわけでありまして、このような定義によりますならば、天皇は国の象徴
であり、さらにごく一部ではございますが外交関係において国を代表する
面を持っておられるわけでありまして、現行憲法のもとにおきましても
そういうような考え方をもとにして元首であるというふうに言っても差し
支えないというふうに考えておるわけでありまして。

このような趣旨につきましては、昭和 48 年 6 月 13 日の参議院本会議に
おきまして田中内閣総理大臣が答弁され、また昭和 48 年 6 月 28 日の参議
院内閣委員会におきまして当時の内閣法制局長官がそれぞれ答弁をして
いるところであります。

久保田真苗君(社) 憲法 7 条の中に国事行為というのがございますね。

それでは、さっきおっしゃった内政、外交を通じて国を代表し行政権を
掌握する存在という意味からいえば、この憲法 7 条の国事行為のうち、一
部に天皇が元首であるという、元首である天皇がするという事柄があるわ
けでございますか。

政府委員(大出峻郎君) 先ほども申し上げましたように、内治、外交
のすべてを通じて国を代表し行政権を掌握している存在である、こういう
定義によりますならば、現行憲法のもとにおきまして天皇は元首ではない
というふうに申し上げたわけでありまして。

と同時に、先ほど元首に関連をして、天皇はごく一部ではございますけ
れども外交関係において国を代表する面を有するという事を申し上げた
わけでございますが、憲法 7 条におきましてはその第九号におきまして「外
国の大使及び公使を接受すること。」と規定されておるわけでありまして。
天皇はこの規定により、したがって内閣の助言と承認に基づいてござ
います。国事行為として、我が国に駐在するために派遣される外国の大
使、公使の接受をされているのでございますが、これは、外交面において

形式的儀礼的にはございますけれども国を代表する面を有しているというふうに解されるわけでありませう。

久保田真苗君 7条のうち9号が形式的儀礼的な意味でそれに当たる、こういう御説明なんですけれども、ほかの国事行為についてはそういうことは言われなわけですね。

政府委員（大出峻郎君） 憲法7条の国事行為の中には、主として外交関係に関する国事行為として掲げられておりますのはただいま申し上げました第9号の「外国の大使及び公使を接受すること。」ということのほか、全権委任状とか我が国の大使、公使の信任状の認証、それから批准書、その他の外交文書の認証というようなことを掲げておるわけでありませう。

このうち、憲法7条9号の「外国の大使及び公使を接受すること。」というのは、国事行為として、先ほども申し上げましたように、我が国に駐在するために派遣される外国の大使、公使を接受をされるのでございませうから、この点は、形式的儀礼的にはございますけれども天皇がこの点において国を代表する面を有しておられる、こういうことであろうかと思ひませう。

それに対しまして、全権委任状あるいは我が国の大使、公使の信任状の発出というのは、これはもともと内閣の権限に属することございませう。天皇はこれを認証されるだけでございませう。また、批准書、その他の外交文書の作成も、これは内閣の権限に属することございませう。天皇はこれを認証されるだけでございませう。そういう意味におきましては、先ほど申し上げましたような意味での外交関係において国を代表する面を有しているとは言ひにくいのではないかというふうに理解をいたしてございませう。

天皇の対外代表権

国会における議論（第71回国会・S48.4.17 衆議院・内閣委員会）

受田新吉君（民社） ……元首の機能のうち外国使臣の接受の機能については、天皇がこの元首の機能を果たしておると解釈されたその理由を御説明願ひたいのでせう。

政府委員（高島益郎・外務省条約局長） ……元首というのは国際的な概念でございまして、いろいろ定義もございませうけれども、大体のところは、一般的に国家を対外的に代表する、そういう機能を持った国の機関。その内容といたしましていろいろございませうけれども、特にそのうちから、外国の大使及び公使を接受するという面だけをとらえてみますと、わが国の憲法は第7条に、天皇の国事行為といたしまして、内閣の助言と承認に

よって天皇はこのような行為を行なうということになっておりますので、こういう点だけをとらえてみますと、まさに元首の一つの機能を天皇が果たしておられるということを示したわけでございます。

受田新吉君 ……大公使の信任状の認証、全権委任状の認証というようなことも同様の性格のものじゃございませんかということをお聞きしております。

政府委員（高島益郎君） そう考えます。

受田新吉君 そうしますと、「批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること」も入りませんか。

政府委員（高島益郎君） そのとおりです。

受田新吉君 そうすると、元首の機能を発揮する分野が非常に広くて、外交に関係しても、いま私が言った憲法第7条の天皇の国事行為のうちで、三つは元首の機能のうちに入る権能を天皇はお持ちであると外務省は解釈されておる。大臣、そう了解してよろしゅうございますか。

政府委員（高島益郎君） いま先生が申しましたのは、憲法第七条による国事行為につきましているいろいろお話があったわけでございますけれども、私も、国家を代表する機能という点からとらえますと、一番重要なのは、やはり行政権の主体としての内閣の仕事、こういう点に重点があるというふうに考えますので、そういう点から申しまして、非常に重要な国家を代表する機能という点において、天皇はいわゆる一般的にいいます元首の性格をお持ちでない、むしろ象徴という点に重点があるというふうに考えております。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「君主制の歴史の変遷をみると、専制（autocracy）の理想類型にもっとも近い絶対君主制から、君主の権能に制限が加えられる制限君主制へと推移し、後者は、封建君主制、等族君主制から、近代の立憲君主制（constitutional monarchy）へと進化している。立憲君主制は、18世紀の絶対君主制に対する19世紀の民主的勢力によって、専制的原理と民主的原理との妥協の結果生まれたもので、国家の機構の主要な部分において、二つの原理を混在せしめている。すなわち、君主になお、かなり広大な権能を認めながらも、立法作用には、民選の議会の参与させ、君主の行政作用には大臣の協力を必要とし、司法作用は君主にかわって、独立の裁判所によって行われるものとするなどがその特色である。わが明治憲法もその仲間入りをした。ところが、19世紀から20世紀にかけて、民主政治、議会政治がますます発達するにつれて、君主制の国家は、しだいにその数を減じ、なお君主制の外形を維持している国家においても、国民主権の確立ならびに議会制度および内閣制度の発達によって、君主の性格と機能とはさらに一変し、政治の実権はしだいに君主の手からはなれて他の機関に移り、イギリス国王のように、「君臨するも統治しない」君主が生まれるにいたった。ベルギーやオランダなどの君主もこれに近い。これらを

議会君主制 (parliamentary monarchy) という。

わが現行憲法における天皇は、象徴としての地位にあって、それにふさわしい形式的・名目的・儀礼的な国事行為だけを担当し、国政に影響を与えるような行為をなす権能はなく、さきにかかげた君主の標識のうち、統治権については、まったく形式面のみを担当し、対外代表権もわずかしか認められなくなった。しかし、なお、残余の五つの標識はそなえており、歴史的にみて、これを君主といっても、あえて誤りというべきほどのものではない。ただし、この場合、君主と名づけるとしても、現在のイギリスの国王の型よりもさらに君主的色彩の薄らいだ型を示す者であることは、注意しなければならない。」(『憲法 第三版』清宮四郎 184-185 頁)

「なお、国際法の観点からは対外的に国家を代表する地位にある国家機関を元首とよび、元首たる君主を有する国家形態を君主制とよぶ。天皇は条約の締結権は有しないが(締結権は 73 条三号により内閣にある) 条約の批准書・大使公使の信任状その他の外交文書の認証(7 条五号・八号)や外国の大使公使の接受(同条九号)などを行うものとされており、これらの行為によってわずかながらもなお対外的に国家を代表する権能の一部を認められているといえよう(7 条)。」(『憲法(上)〔新判〕』佐藤功 36-37 頁)

「元首の要件でとくに重要なものは、外国に対して国家を代表する権能(条約締結とか大使・公使の信任状を発受する権能)であるが、天皇は外交関係では、7 条五号・八号・九号の「認証」「接受」という形式的・儀礼的行為しか憲法上は認められていない。したがって、伝統的な概念によれば、日本国の元首は内閣または内閣総理大臣ということになる(多数説)。」(『憲法 第三版』芦部信喜 47 頁)

「国の元首という言葉は、いろいろの意味に使われているが、ここで問題にするのは、外に向かって一般的に国家を代表する資格をもつ最高国家機関という意味の元首である。元首には、条約を締結し、外交使節を任免し、全権委任状や信任状を発するなどの権能が認められるのがふつうである。君主国の君主、共和国の大統領の多くは元首の地位が認められている。明治憲法のもとでは、天皇は、第 4 条の明文によって「国ノ元首」であると規定され、条約締結権その他元首にふさわしい権能を与えられていた。現行憲法では天皇は、第 7 条により、全権委任状・信任状の認証、批准書その他の外交文書の認証および外国の大使・公使の接受をなし、その限りで国を代表する。しかし、それだけでは、元首とみなすに十分でない。……(略)……現行憲法のもとでは、内閣に、外交使節を任免し、条約を締結し、一般に「外交関係を処理」する権限が与えられているので、内閣、したがって内閣を代表する内閣総理大臣を元首とみなすのがよさそうでもあるが、天皇が国を代表する分だけ、内閣の代表資格には欠けるところがある。要するに、現行憲法のもとでは、元首的役割が内閣と天皇とに分け与えられていて、どちらも、その限りでは国を代表するが、元首と呼ぶのは無理である。」(『憲法 第三版』清宮四郎 186 頁)

なお、制定時、憲法草案が貴族院で審議されたさい、一部の議員から、天皇に元首の資格を与えようとの提案がなされたが、賛成が得られなかった。例えば、次のような議論がなされている（貴族院帝国憲法改正案特別委員会 9.11）。

山田三良君 ……この意味に於て私はどうしても天皇は日本国の元首である。そうして国民統合の象徴である。斯う云う風に第 1 条を改められたいと云うことを切に望む者であります。併しこれが色んな深き理由もあるのであります。政府は衆議院に於ても又本院に於きまして、この点に付きましては断乎としてこの文字を御変えになる考えがないようでありますから、この上は私は強いてこれを主張する訳ではありませんが、ただ最後に国務大臣、何とかしてこれを御考え下さるだけの雅量を御持ちになることを切に希望すると云うだけあります。

国務大臣（金森徳次郎君） 仰せの趣旨は能く了解を致しましたが、元首と云う言葉を使いたいという希望は、衆議院に於ても実は可なり強かったのであります。……要するに元首と申します言葉は、常識的に申しますれば、国の所謂主権者であるとか、或いは少なくとも行政の首長であるとか云うような意味でなければ、元首と云う言葉は恐らく意味をなさないものと思っております。だからこの元首と云う言葉を使いまして、縦んばそれに前後の関係で法律学的に色々緻密な説明を加えたり、条文の規定を工夫致しまして、特殊な、意味のない主権者とか行政の首長とか云う、特殊の意味のない言葉なりと制限を致しましても、成る程法律家にはそれで以て満足を得ることが出来ましょうが、… …国民はこの憲法に定まって居る天皇の御地位を、必要以上に権力的に考える虞が十分あると思います。……象徴と云う言葉には左様な悪い連想がないのであります。……」

4 . 天皇・皇族に対する憲法規定の適用

（関連条文：憲法第 1、10、11 条、第 3 章等）

天皇に対する憲法第三章（人権規定）の適用

国会における議論（第 72 回国会・S49.2.21 衆議院・内閣委員会）

吉田法晴君（社） ……天皇は、人間宣言をされたんですから、神様でなくて人間になられたと思います。憲法のたてまえも、国民主権の原則に立って、象徴である天皇の地位は、主権者である国民の総意に基づくと書かれております。……そうすると、憲法の条章、国民の権利義務を規定しております第三章は、法律に特別に規定のある場合を除いては、精神的には適用されるのではないかと考えられますが、いかがでしょうか、それが第一点。……それから、第三章の中の 14 条に、法のもとにおける平等、それ

から貴族の禁止等、「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」という人間平等の原則がうたっています。これは原則的には、基本的には、やはり人間になられた天皇にも適用される精神ではなかろうかと考えますが、いかに解釈をしておられますか。……

政府委員（瓜生順良・宮内庁次長） ……第一に、憲法第三章については、精神的には天皇についても適用があるのかということですが、精神的には、やはり天皇も日本国民の一人というふうに言うておられますから、そういう点はございます。しかしながら、特別規定がございましたから、そのままではございません。

それから、14条の平等の規定ですが、これも第1条とか第2条、そういうところに特別規定が憲法に設けられておりますので、そのとおりではないのでありますが、そういう精神を踏まえての特別規定であると思います。……

皇族に対する憲法の諸規定の適用

国会における議論（第96回国会・S57.5.13 衆議院・決算委員会）

新村勝雄君（社） ……皇族方は広い意味では国民の中に含まれると思えますけれども、その点はいかがですか。

政府委員（山本悟・宮内庁次長） 天皇、皇族といったような方々がいわゆる広い意味での国民に入るかという御議論がときどきございますが、これは、広い意味におきましては御指摘のとおりやはり入るものと存じます。

新村勝雄君 ……そうしますと、憲法の条項は皇族には適用されるのか、されないのか。

政府委員（山本悟君） 基本的には、本来国民の中に入るものであれば適用されるべきものであるということでございます。ただ、憲法が象徴天皇制という制度をとっており、この象徴天皇制というものが世襲制度であるということは同時に憲法が規定をいたしているところでございます。その同じ憲法のレベルから生ずるところの天皇及びその皇位継承権を持つ非常に近い範囲の皇族というものにつきましての一定の、身分的な意味での制約というものが生ずることもこれまたやむを得ない憲法上の問題であると思います。

このことから考えますと、広い意味では国民の中に入ると申し上げましても、天皇制を維持する上において、世襲制度を維持する上において、必

要なる範囲におきますところの制約というものはやはり受けざるを得ないというようなことをごさいますて、一定の特権が皇族についてはありますと同時に、一定の制限も受けているというのが実際であろうと思います。

そういう意味から申し上げますと、国民であればひとしく全部適用になる憲法の各種権利の規定が生のまま、国民と同一レベルですべて皇族に当てはまるというようには申せないのじゃなかろうかと存じます。たとえば選挙権、被選挙権というような問題にいたしましても、皇族にはございません。

新村勝雄君 そうしますと、皇室典範は憲法よりも優先するというところに理屈の上ではなってしまうわけですが、そういうことになるのですか。それとも、そういった法規を超えた一つの解釈論としてそういうことになるのか。

政府委員（山本悟君） 典範が憲法を超えたものでは現在もないことはもう明らかであると思います。一つの法律であるわけであります。

憲法そのものが第 2 条で世襲制の天皇制というものをとっている限りにおいては、それを維持する上において必要な面におきましては、天皇なり皇族なりにつきまして必要な限度で憲法の他の条章の権利、義務というようなものの制約をある程度受けるのもやむを得ない、こういう考え方を憲法自身がすでにとっているものと存するわけでごさいます。したがって、典範は、もちろん憲法の中のものでございしますが、同時に、憲法がそういう世襲制としての天皇制をとっている限りにおいて、それを維持する上に必要だと考えられている程度の制約はやむを得ないというたてまえをとっていると存じております。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「天皇・皇族も、日本の国籍を有する日本国民であり、人間であることに基づいて認められる権利は保障される。ただ、皇位の世襲と職務の特殊性から必要最小限度の特例が認められる。

ただし、どのような人権がどの程度保障されるかについては、個別的な検討が必要である。たとえば、国政に関する権能を有しない天皇には、選挙権・被選挙権等の参政権は認められないと解されるし、その他に、婚姻の自由、財産権、言論の自由などに対する一定の制約も、天皇の地位の世襲制と職務の特殊性からして、合理的であると考えられている。天皇と皇族とでは、人権保障の範囲に若干の違いがあることも、当然である。」(『憲法』芦部信喜 86 頁)

5 . 皇族女子の皇位継承と 14 条

(関連条文 : 憲法第 2、14 条、皇室典範第 1 条等)

国会における議論 (第 118 回国会・H2.5.24 参議院・内閣委員会)

政府委員 (工藤敦夫・内閣法制局長官) ただいまの委員お尋ねのいわゆる男系の男子が皇位を継承するという点でございます。この点に関しましては、昭和 22 年、現行の皇室典範制定時にもかなり議論が行われたと承知しておりますが、現在の憲法の 2 条、これは「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」とかように規定しております。この規定は、午前中も宮内庁の方からもお答えございましたように、皇統に属する男系の男子が皇位を継承する、こういう伝統を背景として制定されたものでございます。したがって、憲法の 2 条は皇位継承者を男系の男子に限る、こういう制度を許容しているものと、かように考えております。

その意味におきまして、また同時に御指摘ありました憲法 14 条の問題、これのいわば特則をなす規定であると、かように解されます。したがって、皇族女子の皇位継承を認めないという現在の皇室典範第一条の規定、これは法のもとの平等を規定しました憲法 14 条に違反するものとは考えておりません。

国会における議論 (第 123 回国会・H4.4.7 参議院・内閣委員会)

三石久江君 (社会) 憲法 99 条には天皇や公務員の憲法尊重擁護義務が定められています。憲法とはそもそも国家権力の行使に制約を加え、国民の権利を守ろうとするものであります。この 99 条の尊重擁護義務とは、憲法を遵守し、これに違反せず、さらにその目的の実現に努力し、憲法を破壊する行為に対し抵抗し、憲法の実質を確保することと解釈されると思います。憲法第 14 条の男女平等についても尊重擁護の義務は当然あるわけですから、この義務のある方の皇位継承についても、その精神を酌んで、女子にも継承をお認めになってはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

国務大臣 (加藤紘一・官房長官) ただいま宮内庁から御答弁申し上げましたように、憲法第 2 条は、「皇位は、世襲のものであって皇室典範の定めるところにより、これを継承する。」と書いてございますけれども、この規定は皇統に属する男系の男子が皇位を継承するという伝統を背景として制定されたものでございますので、同条は、皇位継承者を男系の男子に限るという制度を許容しているものと私たちも考えております。したがって、

皇族女子の皇位継承を認めない現在の皇室典範第 1 条の規定は、法のもとの平等を保障した憲法第 14 条に違反するものではないというふうに考えております。

国会における議論（第 118 回国会・H2.4.17 衆議院・法務委員会）

小森龍邦君（社会・護憲） ……法務大臣にお尋ねをいたしますが、女子差別撤廃条約ですね。……その第 2 条の……(a)項に……「男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。」こうなっております。

そこで問題になるのが皇室典範であります。皇室典範は、御承知のとおり男系の子孫、皇孫ですね、男系の皇孫が皇位につく。だから、女性はどこではちょっと排除されておるわけです。……国内法が歴然と、国民注視の的になるような皇室典範がこの女子差別撤廃条約と違反しておる、これに対して法務大臣、どう思われますか、ちょっと法務大臣に総論的なことを聞きます。

国務大臣（長谷川信君） 日本の国におきましても昔女帝が何人か出たりしまして、それが歴史とともにいろいろ変わってきております。今の取り決めというか今の定めが必ずしも私は間違っているとも思いませんし、……今の現行法につきましては、私どもこれは国の歴史、明治以来というか、あるいはもっと前からの一応伝統であり、歴史でありますので、今急にいろいろそれを変更するとか改変するとかというようなことについては、意見は差し控えさせていただきたいと思っております。

小森龍邦君 ……女子差別撤廃条約が「男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。」となっているのですね。「確保すること。」というのはその通りですと申すて、日本国家が批准しておるわけです。にもかかわらず、歴然としたものがここにある。……きちっと平等な扱いをしなければならないでしょう。天皇家に生まれた女性は、とにかく天皇の位につくほど立派な者はおらぬのだというふうに決めつけることはないでしょう。

説明員（鈴木一泉・外務省国際連合局社会協力課長） ……この条約に申します「女子に対する差別」と申しますのは、性に基づく区別等によって女子の基本的自由及び人権を侵害するものを指しておることは当然でございます……が、皇位につく資格と申すものは、この基本的人権に含まれているものではございませんので、皇位継承が男系男子の皇族に限定されていても女子の基本的人権が侵害されていることにはならず、したが

いまして、この条約が撤廃の対象としている差別にも該当しないというのが私どもの解釈でございます。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「継承の資格を有するのは男系の男子に限り、女系及び女帝を認めない。皇室典範の審議に際して、わが歴史上 10 代、8 人の女帝の先例があったこと、多数の資格者を維持する必要があること、憲法 14 条の男女平等の原理を皇位継承についても適用すべきであること、等を理由として女帝を認むべしとする主張もあった。

しかし、これに対してこれらの先例には弊害があったこと、男子たる資格者の絶える事態はさしあたり予想されないこと、14 条は国民一般に適用される原則であって、世襲制度そのものが憲法によって定められ、憲法がすでに平等の原則の例外を認めている皇位継承について、平等の原則を適用すべき必要はないこと、等の理由によって女帝を認めないこととした。ただし、憲法上は女帝が許されないものとされているのではないから、皇室典範を改正して女帝を認めることは可能である。」(『憲法(上)』〔新版〕佐藤功著 48 頁)

「天皇の血統に属しても女子及びその子孫(男子も含む)には(皇位継承の)資格はない。……性差別を禁止した憲法の下では、女性にも資格を認めるべきだという主張も強い。……平等に扱うのが好ましいには違いないが、そもそも憲法が平等原則の例外として世襲を認めている以上、ここでの性差別を違憲とまではいえないであろう。」(『憲法』〔第 3 版〕野中俊彦ほか著 111 頁)

「右の皇位継承規定に関しては、女帝否認、生前退位否認につき批判が提起されよう。前者は、憲法第一四条の平等原則と矛盾しているが、その矛盾を正当化する理由があるであろうか。女帝否認理由としては、男子主義は、男系主義とともに古来の伝統である、女帝の先例は例外であり結果も悪かった、男系主義を前提として女帝を認めると一代限りとなる、女帝の配偶者の選考や取り扱いをめぐる複雑な問題が生じる、現状においては女性の公事担当能力は男子より劣る、君民の別が混淆してくる、皇族の数は最小限が予算面・民主主義の精神から望ましい、などがあげられている。しかし、は封建的思想であり、は偏見、もなぜ女子についてだけ選考や取り扱いが問題になるか不明であり、は男系主義自体が問題なのであり、は女性差別の長い歴史を表しているにすぎない。残る理由はであるが、それが女性差別に優越する合理的理由であるかは疑わしい。筆者は端的に、これを違憲とみている。」(『現代憲法体系 1 国民主権と天皇制』横田耕一著 242 243 頁)

「「皇統に属する男系の男子」たる「皇族」に限られる(典範 1 条、2 条)。したがって、女系に属する者および女子には、継承資格がない。女性の天皇を認めることについても、皇室典範審議の際に積極論があったが、否定された。

皇室典範を改正して女性の天皇を認めることは、もとより可能である。関連して、「皇統に属する男系の男子」にしか皇位継承資格を認めない現行法律を、憲法 14 条ないし女子差別撤廃条約との関係で、違憲ないし条約違反とする議論がある。その答えは、天皇および皇族を憲法第 3 章に定める「国民の権利」の主体と考えるかどうかによって、変わるであろう。人一般としての個人となることによって初めて人権主体が成立する、という考え方からすれば、この種の問題を「天皇の人権」として論ずることは適切でない。憲法との関連を問題にするのならば、天皇となることあるべき皇族の「権利」の問題としてでなく、憲法上の公序との適合性を問う、というアプローチが採られるべきである。
(『憲法』樋口陽一著 131 頁)

6 . 天皇の公的行為 (関連条文：憲法第 4,7 条等)

公的行為とは何か

国会における議論 (第 75 回国会・S50.3.14 衆議院・内閣委員会)

大出峻君 (社会) ……皆さんがおっしゃる天皇の公的行為というのは、象徴という天皇の地位から発するわけではありますが、ここでもう一遍整理をさせていただきたい。憲法に規定をされ、明文のございます国事行為、もちろん人間天皇宣言をなさって以来、私的行為があるはずではありますが、その真ん中にあるものは何ら規定がない。そこで、これについて改めて政府の正確な御答弁をいただきたい。……

政府委員 (角田礼次郎・内閣法制局第一部長) 公的行為については、御指摘のように、これまでいろいろな機会に御説明申し上げているところでございますが、この際、改めて政府の見解を申し上げたいと思います。

憲法上、天皇が国家機関として行為をされるその場合としては、憲法の定めるいわゆる国事行為に限るということは、憲法の 4 条 2 項、6 条及び第 7 条に明記されているところでありまして、このことについては明らかであろうと思います。ただいま申し上げたのは、天皇が国家機関として行為をされる場合のことについてのことでございますが、憲法というのは、言うまでもなく国の国家構造というものを決めていた基本法でございますから、わが国におきましては立法、行政、司法の三権についてそれぞれ決めると同時に、天皇という特別の地位を持っておられる方も広い意味の国家構造の一部として国事行為を行われる、これが国家機関としての天皇の地位であろうと思います。そういう意味で、その点については憲法の性質からいって明文の規定があるわけでございます。

ところが、これも言うまでもないことかと思いますが、天皇は国家機関としてそういう行為をされると同時に、自然人としていろいろ御行動になるわけであり、ところが自然人として御行動になる場合には、まず私人として、全く純粹の私人としての御行動があることは当然であろうと思います。

ところが一方において、天皇は憲法第一条によって日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であるという地位を持っておられます。そこで天皇が自然人として行動される場合においても、その象徴としてのお立場というものからにじみ出てくるどころの御行動というものが、全くの私人として御行動になる場合と違いがある、こういう認識に私どもは立っているわけであり、

そこで、天皇の御行為としては憲法上の国事行為、それから象徴としての地位を反映しての公的な行為、それから全く純然たる私的な行為、この三種類が挙げられる、私どもこれを三分説というふうに申し上げているわけであり、

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「……「国事行為以外の公的行為」としては、たとえば、天皇の外国公式訪問・外国元首との公式信書交換・国内の公式巡幸・国会開会式における「おことば」など現になされている行為が挙げられるが、これらの行為も憲法上、国家機関としての天皇の公的行為として認められていると解される。すなわち、もしも天皇の行為は「この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ」とされていることから六条および七条所定の行為のみに厳密に限定されるという立場に立つならば、これらの行為は私人としての天皇の行う私的行為であると考えるか、あるいは憲法上認められない（違憲）行為であると考えかのいずれかになるであろう。しかし、これらの行為は性質上も実際上も、天皇が私人として行う私的行為ではなく、公的な立場において行う公的な性質をもつ行為である。また、六条及び七条の定める国事行為はいずれも法的効果を伴う行為であるが、国家機関としての天皇がそれら法的効果を伴う行為のほかになお法的効果を伴わない事実行為をも行うことは当然憲法の予想し、容認しているところであり、前記の公的行為はこの種の事実行為であると解される。すなわち、本条が天皇の行為を限定しているのは天皇の権能をもっぱら非政治的・非権力的・形式的・儀礼的性質の権能に限定する趣旨であるから、国事行為以外の公的行為（事実行為）であっても右と同じ性質の行為である限り、天皇がこれを行うことは憲法の禁止するところではないと解される。

さらに、もしも右の公的行為を天皇の私的行為であるとするならば、それらは天皇が自由に行い、内閣の補佐（関与）と責任（統制）が及ばないこととなるが、それは憲法が天皇の行為に制約を加えている趣旨に反する（もしも、たとえば天皇が外国元首との信書交換や国会開会式における「おことば」において、内閣の補佐と責任によることなく、政治的発言を行おうとするならば）。

こととなるのは憲法の趣旨に反する)。したがって、国事行為以外の公的行為を認め、これを国事行為に準ずるものとし、これらにも三条の趣旨が拡張適用されるものと解することは、天皇の行為を憲法上の制約に服せしめ内閣の補佐と責任の下に置く点において実益を有するのである。」(『憲法(上)(新版)』佐藤功 60-61頁)

「……これらの行為は、憲法六条・七条所定の国事行為には含まれず、また、純然たる私的行為とみなすことにも問題がある。そこで、これらを象徴としての地位に基づく公的行為として認め、国事行為に準じて内閣のコントロールが必要だと解されている。

天皇を象徴として認めている以上、天皇の行う国事行為以外の行為が多かれ少なかれ公的な意味をもつことは否定できない。したがって、天皇の国事行為以外の公的行為を象徴としての地位に基づくものとして認める考え方(象徴行為説)が学説の多数に支持されていることにも、相当の合理的な理由はある。しかし、この説は、象徴に積極的意味を付与することになること、公的行為の範囲が明確でないこと、摂政や天皇の代行は公的行為を行うことができるか疑問が残ることなど、問題も少なくない。そこで、公的行為は天皇の公人としての地位にともなう当然の社交的・儀礼的行為である、と解する説(公人行為説)も有力である。ただ、この説にも、象徴行為説と同じく(あるいはそれ以上に)、公的行為の範囲が明確でないという問題がある。

こう考えると、このような公的行為を認めず、天皇は国事行為を行う他は、私的行為を行うことができるにすぎない、と説く学説が注目される。この説は、国内巡幸や外国元首との親書等の交換は私的行為だとするが、国会開会式・外国の国家儀式への参列や国内の各種大会への出席行為は憲法七条十号の「儀式を行ふ」に含まれるとし、その限度で国事行為の観念を拡張して考える見解である。この国事行為以外に公的行為を認めない考え方(国事行為説)は、天皇の行為を限定的に捉えようとする点でたしかに合理性が認められるが、ただ、「儀式を行ふ」とは通常は儀式を主催し執行する意味であるから、それに儀式や各種の式典に参列する行為まで含めて解することは、文理上かなり難点がある。そこで、国事行為に密接に関連する公的行為のみが認められる(たとえば、外国元首の社交的接受や、社交的な外国訪問は、国事行為としての外国大公使の接受に、「おことば」は国事行為としての国会の召集に、それぞれ準ずる行為である)という説(準国事行為説)もある。公的行為の範囲をしぼる意図は妥当であるが、「密接に関連する」の意味が必ずしも明確でないところに、問題がある。「おことば」のみを憲法上の習律とみる説もある。」(『憲法(第三版)』芦部信喜 51-52頁)

公的行為の根拠、限界及び責任の主体

国会における議論(第118回国会・H2.5.17 衆議院・予算委員会)

政府委員(工藤敦夫・内閣法制局長官) ……天皇の公的行為の問題でございますが、決して私ども拡大するというふうなことではございません

で、昭和 48 年当時既に田中総理もおっしゃられておりますし、あるいは私どもの法制局長官の高辻、吉國、角田、茂串といった歴代の法制局長官がお答えしているところでございます。申し上げますと、天皇の行為には国事行為、公的行為及びこれらのいずれにも当たらない行為、こういう三つがあるということでございます。いわゆる天皇の公的行為というのは、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて公的な立場で行われるものをいう、こういうことでございます。

で、天皇の公的行為、今憲法上の位置づけという御質問でございますが、憲法上明文の根拠はないけれども、そういう意味で象徴たる地位にある天皇の行為、こういうことで当然認められるところである、かようにお答えしてきているところでございます。また、天皇の公的行為というのは今申し上げましたように国事行為ではございませんので、国事行為の場合にはいわゆる憲法に言う内閣の助言と承認が必要であるということになっておりますが、天皇の公的行為の場合にはそこで言う内閣の助言と承認は必要ではない。また、あくまで天皇の御意思をもととして行われるべきものではございますが、当然内閣としても、これが憲法の趣旨に沿って行われる、かように配慮することがその責任であると考えております。

それから、若干、限界といえますか、そういう意味のこのお尋ねもあつたと思いますが、天皇の公的行為というのは、今申し上げましたような立場で、いわゆる象徴というお立場からの公的性格を有する行為でございます。そういう意味では、国事行為におきますと同様に国政に関する権能が含まれてはならない、すなわち政治的な意味を持つとかあるいは政治的な影響を持つものが含まれてはならないということ、これが第一でございます。第二が、その行為が象徴たる性格に反するものであってはならない。第三に、その行為につきましては内閣が責任を負うものでなければなりません。かようなことであろうと思います。

内閣が責任を負うという点につきましては、その行為に係る事務の処理が行政に属すると考えられますので、憲法 65 条によりまして行政権の主体とされる内閣がそれについて責任を負うべきことであろう、かようにこれまでもお答えしておりますし、お答え申し上げたい、かように思います。

これについての主な学説は、「天皇の公的行為」を参照。

7 . 内閣の助言と承認に対する天皇の拒否権

(関連条文:憲法第 3、7 条等)

国会における議論 (第 61 回国会・S44.3.14 衆議院・内閣委員会)

受田新吉君 (民社) 憲法の規定からは、天皇に対しては、内閣の助言と承認がありたる事項に関する拒否権は一切ない、こういうことですね。

説明員 (宇佐美毅・宮内庁長官) 一言にしていえばそういう関係であろうと思います。

受田新吉君 たとえば、内閣の助言と承認の中に、著しく国民のためにならぬことを党派的根性からやる総理があらわれた場合に、これに対して陛下が御注意することができるのかどうかです。とんでもない総理が存在する場合に対する、その助言と承認を求めて陛下に御裁断を仰ぐ、憲法第 7 条の規定の中でそれに対して御注意はできるかどうか。ひとつお答え願いたい。

説明員 (宇佐美毅君) 御注意という意味はちょっとむずかしくなりますが、御質問はできるだろうと私は思います。

受田新吉君 仮定でなくして実際の問題で、つまり質問をしてこれによるしいかと念を押される。そこを私は、ある程度陛下のそういう良心に違うような助言と承認事項を携えて憲法第 7 条の国事行為を行なってほしいという要請のありたる場合に、陛下の御質問またはこれでよいかと念を押される、このくらいはやはりやられてしかるべきではないか。……

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「この制度の趣旨からいって、先に内閣に対する天皇の意思の申出 (たとえば内閣総理大臣に対する内話というような形において) があるということは本条の趣旨に反することはもとよりである。すなわち、天皇の側では内閣の助言なくしては何ごとをも発議しないように自制し、内閣の側ではつねに積極的に天皇に助言することに努めるということがこの制度のほんらいの趣旨にほかならない。すなわちこの意味では、天皇からの積極的発議は本条の予想するところではなく、したがって「承認」の文字は、もしも天皇の積極的発議を前提とするものであるとすればむしろ不要である (むしろ単に「内閣の助言」とすべきものであったともいえる。「承認」が加えられたのは前述のような伝統的な「アドヴァイス・アンド・コンセント」の定義に拘泥したきらいがある)。要するに、ここにいう「承認」を事前の天皇の発議に対する事後の承認と解することは妥当ではない。そうだとすればこの「発議」は事前の内閣の助言によって行われた天皇の行為に対して事後に重ねて行われる承認と解することになるが、もしそうであるとすれば、それは必ずしも必要ではない。すなわち、事前の助言どおりに天皇の行為がなされたことが明らかであるならば、重ねて

それを承認する必要はない。」

「天皇は、内閣の助言と承認に絶対に拘束される。天皇が内閣の助言と承認を拒否するということはおよそ法的には考えられない。このことはそもそも大臣助言制の本質から当然である。事実問題として、もしも仮りに天皇が拒否するという事態が生じたときは、内閣はあくまで天皇の反省を求め、内閣の助言と承認に基づいて行動することを要求すべきであるというほかはない。それにもかかわらず、なお、かつ天皇がそれに従わないというような場合は、憲法の予想するところではない。」(『憲法(上)』〔新版〕佐藤功 54-55,57頁)

また、**制定当時**においては、以下のような議論がなされている。

(第90 帝国議会・S21.9.10 貴族院委員会)

下条康麿君(同成会) 例えば今の天皇が衆議院を解散すべしと仰せられた場合、内閣が承認すれば宜し、しない場合にはそれが行われぬ訳であります。その逆の場合で、内閣から衆議院を解散すべしと云うことを申上げた場合に於て、天皇の側に於て御取上げにならないことが出来るのでしょうか。

国務大臣(金森徳次郎君) 民主政治の通例と申しますか、立憲政治の基本原則と申しますか、斯様な場合には自ら一定の解釈があるものと思っております。それは助言と云う言葉の斯う云う場合の使い方の上に含んで居る意味と致しましては、単に言葉を以て、知識を申上げると云うのではなくて、佐々木委員が前の機会に能く言われましたように、飽く迄もこのような方針を以て御行動を願いたいと云う内容的なる主張を含んで居るものと解します。故に、その主張を含んだ意味に於て助言と云う言葉を御解釈を願いたいと思っております。極めてこれを法理的に緻密に言って、今下条委員から御尋ねになりましたような場面は、法律学の教室に於ては固より論結しなければならぬ問題とは思いますが、斯様な場合には先ず立憲政治の常道に依って動くものとする程度に於て御答えを申上げたいと存じて居ります。

8 . 衆議院の解散 (関連条文：憲法第7条3号、69条等)

国会における議論(第87回国会・S54.5.23 衆議院・法務委員会)

飯田忠雄君(公明) ……内閣が衆議院を解散し得るといふ、そういう明文は憲法にございましょうか。

政府委員(真田秀夫・内閣法制局長官) 衆議院の解散につきましては、憲法の第7条に天皇の国事行為として挙がっておりまして、天皇の国事に関するすべての行為については、内閣の助言と承認を必要とするという明文の規定もございまして、これらをかみ合わせてよく読めば、これは衆議院の解散については、内閣の助言と承認によって、天皇の国事行為とし

で行われるというふうに読めるわけでございます。

飯田忠雄君 国事行為というものは国政行為と同じでしょうか、お尋ねします。

政府委員（真田秀夫君） 憲法は、その明文にありますように、天皇は、この憲法に定める国事行為のみを行って、国政に関する権能は有しない、こうなっております。

したがいまして、6条もありますが7条について申しますと、7条に列挙してある国事行為のうち政治性の非常に強い部分、解散のことを御指摘になりましたが、衆議院を解散するということは、大変な政治的な影響のある国の行為でございますので、天皇の国事行為のうち実体的な部分、つまり非常に政治的要素の強い実体的な解散の決定権と言っては語弊があるのですが、実質的に衆議院の解散を決めるという行為は内閣の助言と承認による、したがって天皇は、その内閣の助言と承認をお受けになって、そして詔書の公布という形式で解散行為を行われる、こういう仕組みになっておるわけでございます。

飯田忠雄君 ……（略）

政府委員（真田秀夫君） ……いまの憲法では、国会は……、国権の最高機関であるという関係もございますし、それから先ほど申しました三権分立の思想を条文上明らかにするというような趣旨から、明文をもって解散を命ずるか解散を内閣が行うというようなことを書いたのでは、その三権分立の思想を徹底しようとしている日本国憲法の趣旨にそぐわないということで、天皇の国事行為に仕立て上げて、その実体は内閣の助言と承認という形で行うというふうになったのであろうということを解説している本が幾つかございますし、私も、それが正しい考え方であるというふうに思う次第でございます。

飯田忠雄君 旧憲法は、天皇の衆議院解散命令権があったから、國務大臣によって構成されておる内閣に実質的に解散を決める権限があったのです。

今度の憲法では、そういう天皇の衆議院解散命令権というのはなくなって、国事行為としての衆議院解散、この国事行為としての衆議院の解散ということは、衆議院に対して解散を命ずることではないのです。それは衆議院の解散がどこかで決定されたときに、そのことを儀式としてあらわすために、国のいわば行事としてやるための権限であるわけです。

……したがいまして、第7条の問題をいまここに持ち出して、私の質問に対して答弁をなさろうとするのは見当違いではないか。つまり私は、三権分立のこの現在の憲法において、三権を分立しておる各機関をやはりお

互いに侵し合わないのが原則ではないか、侵し合う場合には、これは必ず憲法に明文の規定がなければならぬ。

……どんな場合でも必ず憲法に明文がなければ、ほかの機関を侵し得る、ほかの機関を左右し得るといったような、そういうことはあり得るはずがないわけなんです。だから、そういう憲法の根本問題から第7条というものは解釈しなければいけないのだというふうに私は考えるのですが、長官の解釈は、7条を根拠にして憲法の根本問題まで左右しよう、こうなせる。そこに、現在の憲法の構造からは承認されがたいものがあるのではないかと私は思うのですが、この問題について、それはもう学者はいろいろなことを言うておりますが、学者の中にも、もし無効と言うたら、その及ぼす影響が大きいということから、内閣のいままでやった憲法違反を是認するという形の学説をつくっておる、そういう学説もあることはよく存じております。しかし、そういう問題と、過去における問題を救済するために将来まで永久に憲法違反を許すという問題とは違う、私はこう考えます。ただ、別にそういう何らかの手段を講ずればよい問題であろうと思うわけです。

そこで第7条の解釈、あの中での「助言と承認」というのは、天皇が詔書に判をおつきになる、名前をお書きになる、そのことをいいか悪いか、それは実際にどこかで解散決定がしてある、そのとおりやっておられるかどうか、これをまず見て助言をしたり承認をしたりする問題であって、解散をするかどうかを内閣に決定権を与える、そういう根拠にはなりがたいと考えるのが、これは憲法の構造上から当然ではないか、こう思うのですが、いかがですか。

政府委員（真田秀夫君） 三権分立に関しまして、飯田委員が、お互いに三権は侵し合わない、衆議院の解散は衆議院が決議を行うことによって解散が行われるべきだというお考えをお持ちになっておることは、私も知っております。

それに対しまして、もしここで私から一言反論することをお許しいたきますと、こういうことになるのです。

決議で行うということになりますと、これは多数決ということに相なるわけございまして、その多数決によって、衆議院がいわゆる自律権と申しますか、先生のおっしゃる自律権で、そこで解散という効果が出て、そして天皇が詔書をお出しになるということになりますと、その多数決で敗れた、つまり少数説の衆議院の議員さんの任期も切れてしまう、これはむしろ憲法の規定の明文に実は反するので、やはりそういうことは許されないのじゃなからうかというふうに考えるわけございまして。……

そこで、また7条に戻りますが、7条には天皇の国事行為として十幾つかの号が立ててございますが、しさいに見ますと、その条項自体が非常に形式的な行為である。「儀式を行ふこと。」というのが最後でございますが、これなんかもその典型的なものなんです。ところが「國會を召集すること。」とか「衆議院を解散すること。」ということは、そのこと自体を見ると、これは非常に政治的な内容のものなんです。しかしながら、天皇は国政に関する権能は有しないということから、国政に影響のある実体面については、それは内閣の助言と承認をもってまず定まって、そして、その詔書の公布という形式行為だけがあそこに残ってくる、こういうふうに考えざるを得ないというのが私たちの解釈でございます。

飯田忠雄君 いま7条で、衆議院のところだけは実体問題を含むが、ほかは形式的だ、こうおっしゃいました。形式的な問題でも助言と承認を必要とするのですよ。国事行為は全部助言と承認を必要とする、形式的な問題だから要らぬということにはならない。ですから、いまの御議論はおかしい。

それからもう一つ、根本的な問題を考えていただかなければならぬのは、内閣というのは行政機関でしょう。国会、衆議院というのは立法機関なんです。しかも衆議院を構成する場合には、衆議院議員がみずから構成している。何も内閣から命ぜられて構成したわけじゃないのですよ。国民から選挙されて出てきた衆議院議員は、選挙されたことによって任命されている。決して内閣から任命を受けたのではない。そして衆議院を構成する場合も、衆議院が自分で構成した。もちろん、その衆議院を解散するときは自分で解散するのですよ。昔の旧憲法時代でも、なぜ天皇の解散命令権とあったかと言いますと、これは天皇は解散を命令するだけなんだ。解散行為自体は衆議院がやったのです。解散を命令されるから、それに従って解散しているので、解散ということは組織を解くことなんです。組織を解くことは、構成した者がみずから解くのがあたりまえだ、私はこう考えるのです。

……内閣総理大臣は国会によって指名されるのですよ。国会によって指名された人、その人が任命してつくったのが内閣なんです。だから、この内閣というのは、いわば国会で指名された人によってつくられたものであって、一番の主人公は国会なんです。その国会を解散してしまうという権利が内閣にあるなんということは、法理論上出てくるはずがない。これは、当然そういうことがあるというのなら、憲法に規定がなければいかぬ、私はこう思います。憲法に規定がないのに、そんな大それたことを一体できるかということだと思いたしますが、どうですか。

政府委員（真田秀夫君） なるほど、それは内閣は内閣総理大臣が組織いたします。その内閣総理大臣は国会によって指名され、衆議院の優越性が憲法に書いてございます。

さればと云って、内閣が衆議院を解散すること、それが本末転倒じゃないかというふうには直ちにはならないのであって、その場合に憲法の解釈としては、冒頭に申し上げました三権のお互いのチェック・アンド・バランスという原理、それがやはり基礎にあるわけなんで、だから、先ほども申しましたように、それはやたらに解散をしてはいけませんよ。やたらに解散をしてはいけないことは当然でございまして、新しく国民の意思を問うというにふさわしい事由がある場合、たとえば69条の場合のほかに、それに匹敵するような場合というふうに保利書簡にはありますが、それはどうももう少し広くてもいいのじゃないかという気は私はいたします。たとえば予算が否決されたとか、あるいは内閣が基本的重要な政策として御提出した法案が廃案になってしまったとか、あるいは国会と、特に衆議院と内閣との間で政策についての意見が真っ向から対立して、国会の運営がスムーズにいかない、停滞してしまっているというような場合に、一体、内閣の言うのが正しいのか、衆議院のおっしゃることが正しいのかという点について、改めて国民の総意を問うという制度があつてしかるべきなんで、それがチェック・アンド・バランスの一つのあらわれであろうというふうに考える次第でございまして、任命をされた者が、つまり、子供が親を殺すなどということはこれは本末転倒だというふうには、私は考えておらないのでございます。

これについての主な学説は、以下の通りである。

「〔7条3号〕は……解散を天皇の行為とした。これは解散が国会（衆議院）に対する命令的行為であるためにそれを国会と対立する内閣の権限とせず、形式的に、第三者たる天皇の行為としたものである。解散が天皇の行為とされていながら、天皇の固有の意思に基づくものではなく、したがってそれが天皇に国政に関する権能を営ましめるものではないこと理由は、前号の召集の場合と同じである。すなわち、解散の決定権は天皇にはなく、内閣にある。」

「問題は、いかなる場合に解散が行われるか、すなわちいかなる場合に内閣が解散を決定して天皇に助言と承認を行いうるかにある。それは特に69条所定の場合に限られるか（この場合でも解散は形式としては本号にもどつて天皇の解散詔書によって行われる）それとも本号〔7条3号〕のみによつても行われるか（すなわち69条以外の場合でも内閣が任意に解散を決定しうるか）の問題として現れる。この点については、本号〔7条3号〕のみによつても解散は行いうると解する。」

「解散は本条〔69条〕所定の場合に限られるとする解釈が、解散は天皇の

国事行為とされていることから天皇の国事行為に関する解釈を根拠として主張される場合がある。すなわち、天皇の国事行為が「この憲法の定める国事に関する行為のみ」を行う（4条）ものとして厳密に限定されている趣旨からいって、解散の国事行為も憲法が解散を行う場合としてみとめている場合に限る（憲法の他の条項においてその国事行為がなされる場合の根拠となる実体規定が定められている場合に限ってそれを単に形式的に宣布するのみである）と解すべきであるが、解散がいかなる場合に行われるかについての実体規定は本条のみであるから、解散の国事行為は本条所定の場合以外には行えない（内閣は本条〔69条〕所定の場合以外の解散について助言と承認を行えない。また、そのような解散を国事行為として行うことは天皇が「国政に関する機能」を行うこととなる）とする解釈がそれである。しかし、仮りに解散の国事行為は憲法に認められている場合に限ってなされると解する立場に立つとしても、前述のように、本条〔69条〕は解散の行われる場合を限定した規定ではない。」

「解散は本条〔69条〕所定の場合以外にも行いとうとしながら、それは衆議院がみずから解散決議を行った場合に限るべきであるとする見解がある。……この点については、衆議院のいわゆる自律的解散の制度（衆議院がみずからの意思により解散することを認める制度）は憲法上認められていないことはもとより（もしもこのような制度を設けるのであればそれは憲法に明文化しなければならない）解散決議の制度（解散決議がなされた場合に内閣がそれを尊重して、解散の助言と承認を行うという制度）も憲法上認められておらず、したがって解散決議がなされた場合に限るとするのも実際政治の運用上の慣例としての意味をもつにすぎないのであるが、この慣例の樹立ということも必ずしも必要ではない。なぜなら解散をもたらそうとする場合には、もしも野党が衆議院の多数党であるならば不信任決議案の可決という方法によればよく、また反対にもしも与党が衆議院の多数党であるならば、与党の意思は内閣の意思と同一であるべきはずであるから内閣が解散を決定すれば足りるからである（いずれの場合にも解散決議という方法を必要としない）。」（『憲法（上）』〔新版〕佐藤功 83-84頁、『憲法（下）』〔新版〕佐藤功 849-850頁）

9 . 天皇の国事行為としての儀式と政教分離

（関連条文：7条10号、皇室典範24,25条等）

国会における議論（第87回国会・S54.4.13 衆議院・内閣委員会）

山花貞夫君（社） 大別して、踐祚の関係、御喪儀の関係、そして即位礼及び大嘗祭の関係ということで御説明を伺ったわけですが、踐祚の関係が四つ、御喪儀の関係が29、即位礼及び大嘗祭の関係が28、この総計61の中で、特に即位礼及び大嘗祭についての各儀式について見てみますと、

……憲法 20 条 3 項との関係ですけれども、国教分離との観点におきまして、これは今日の皇室典範の規定との関連もありますけれども、今度万一のことがあった場合にこうした経験というものを生かしていくことができるかと言えば、ほとんどが憲法 20 条 3 項に触れてこざるを得ないのではなからうかと思うのであります。……

政府委員（山本悟・宮内庁次長） 現行日本国憲法のもとにおきまして規定をされております皇室典範 24 条及び 25 条に基づきますところの即位の礼あるいは大喪の礼というようなものになりますれば、これは当然、日本国憲法の枠の中で、その範囲内において天皇の国事行為として行われる儀式である、かように存ずるわけでございます。したがって、天皇の国事行為として行われる儀式というものが宗教的部分にわたらないという祭政分離の現憲法下における諸儀式でなければならないということは私も当然のことと考えておるわけでございまして、個々具体の儀式がどういふかこうになるかということは、国事行為でございますから、最終的には内閣の決定されることになるわけでございしますが、宮内庁といたしましては、これらの諸行事が伝統的なものを十分尊重しつつ、そして国及び国民統合の象徴である天皇の地位にふさわしい内容を持つべきものだ、こういう考え方で検討をいたしている。

国会における議論（第 118 回国会・H2.5.24 参議院・内閣委員会）

角田義一君（社） 法制局長官にお尋ねしたいんですけれども、御承知のとおり登極令には大嘗祭ということが明記されております。新しい現行の皇室典範には、即位の礼ということは明記されておりますが、大嘗祭というようなことは一切書かれてございません。この登極令のもとになります皇室令というものが廃止された。皇室令というものが廃止をされ、しかも即位の礼は新しい皇室典範にもちゃんとした明文の規定があるにもかかわらず大嘗祭については新しい皇室典範には明文の規定がない、この辺は一体憲法との関係でどういうふうに解釈をすべきなのか、どういうふうに理解をすべきなのか、どういうふうに法制局としては考えておられるのでございますか。歴史的な経過を踏まえながらひとつ御説明を願いたいと思います。

政府委員（工藤敦夫・内閣法制局長官） ただいま委員からお話しのよう、現在もちろん登極令は廃止されております。旧皇室典範、これにつきましては旧憲法下におきまして法律とは異なる法体系に属していたということでございます。いわば独立した宮務法という範疇、体系に属していたものでございます。また、今お尋ねの登極令等の皇室令も旧皇室典範の

法体系に属していたものでございます。したがって、現行憲法のもとにおきましては、こういう法体系、要するに法律以外の法体系というようなものの自体が認められなくなったことに伴いまして、その内容が現行憲法の規定に違反するものであるかどうかということに一応かわりなく一律的に廃止されたものでございます。

今お尋ねの、それでは新皇室典範におきましては、今お話しのように、皇室典範の 24 条におきまして「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う。」ということを書いてございまして、旧皇室典範のように即位の礼と大嘗祭とを並べては書いてございませぬ。それは御指摘のとおりでございます。現行の皇室典範の 24 条というものは、天皇の即位に伴いまして国事行為たる儀式として即位の礼を行うことを予定したものと解されますが、大嘗祭には宗教的な面があるということも考えまして、これに関する規定は制定当時設けなかった、将来の慎重な検討にゆだねる、こういうことのように考えております。

角田義一君 要するに旧皇室令、登極令を含めまして、いわば旧帝国憲法とそれから皇室典範を中心とする一つの法体系、こういう二つの法体系は、それは旧憲法下では許されておりますけれども、少なくとも新憲法のもとではそういうことが許されない、新憲法は憲法を頂点とした一つの一貫をした法体系ができていますから。そうしますと、その新憲法に、法体系にそぐわないような内容についてはやはり削除されたというふうに理解するのが私は自然ではないかというふうに思うんですが、ちょっとその辺の長官の御見解と私は食い違ふんですけれども、理解できないんですけれども、私はそう理解しているんですけれども、この私の理解は間違いでございませぬか。

政府委員（工藤敦夫君） ただいまお答え申し上げましたように、皇室典範が制定されますときにそういう議論も一応ございまして、宗教的な面も含まれるということもあって、それは将来の検討にゆだねるというふうな御答弁もあつたように私は承知しております。そういう意味で、新皇室典範におきましては 24 条で「即位の礼を行う。」ということに規定されたものと考えております。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「ここにいう儀式は、国家機関としての天皇が、その職務の一部として、執行し、参列するものであるから、いかなる宗教とも、まったく無関係なものでなくてはならない。これは、憲法が国家と宗教との分離の原則を採用していること（20 条 2 項・3 項、89 条）から出てくる当然な結論である。明治憲法の

もとでは、即位の礼や、大喪の礼をはじめとして皇室関係の儀式はほとんどつねに神祕的（神ながら的）儀式であった。日本国憲法のもとでは、これは許されない。すべての国家的な儀式は、宗教から厳に絶縁されなくてはならなくなった。」（『全訂日本国憲法』宮沢俊義ほか 141 頁）

「儀式的行為が国事行為として認められるためには、国家的、全国民的性格のものでなければならず、かつ、宗教的性格をもつてはならないことはいうまでもない。皇室典範の定める即位の礼（24 条）大喪の礼（25 条）における天皇の行為は、……国事行為であり、したがって宗教的性格を帯びてはならない。昭和天皇の逝去に伴って挙行された即位の礼と大喪の礼は宗教的性格の切断が十分でなく、政教分離の原則から問題を残した。同様の問題は、天皇の国事行為として行われた皇太子の結婚の儀についても指摘されている。」（『憲法』（第 3 版）野中俊彦ほか 130 頁）

参考 昭和天皇の葬儀及び新天皇の即位の際の事例

1989（昭和 64）年 1 月 7 日、昭和天皇の崩御に伴い国事行為である「剣璽等承継の儀」が、同年（平成元年）1 月 9 日に国事行為である「即位朝見の儀」が行われた。また同年（平成元年）2 月 24 日に、昭和天皇の葬儀である皇室の宗教儀式的「葬場殿の儀」及び国事行為である「大喪の礼」が行われ、昭和天皇の喪が明けた 1990（平成 2）年 11 月 12 日に、皇位継承を祝う儀式として、国事行為である「即位の礼」及び同月 22・23 日に皇室儀式である「大嘗祭」が行われた。

「葬場殿の儀」及び「大喪の礼」は、両者が同じ日に隣接した場所で行われ、あたかも一連の儀式であるかのような外観の下におこなわれたため、政教分離の点から問題となった。

また「大嘗祭」も、新憲法制定の際に廃止された旧皇室令を根拠条文としていること、宗教的儀式とされながらその費用が公費（宮廷費）で賄われたこと及びかかる宗教的儀式的事務に宮内庁職員が従事していること等が、やはり政教分離との関係で問題とされる。

については、旧皇室典範を頂点とする旧宮務法体系に、大嘗祭についての細則を定めた登極令が属していたが、現行憲法施行に際しそうした体系は一律的に廃止されたのであり、個々の内容がすべて現行憲法に反するわけではない、との答弁がなされている。

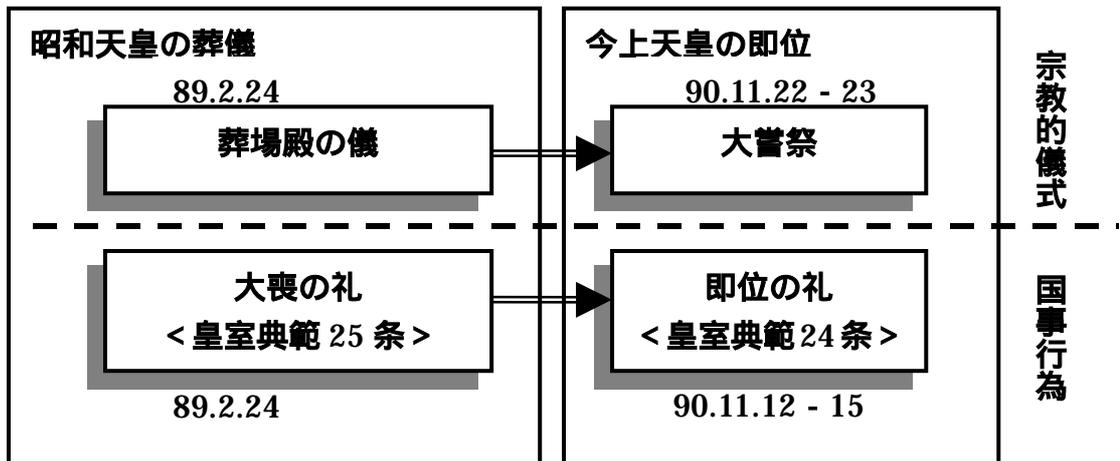
については、憲法 2 条で皇位が世襲である旨が定められており、大嘗祭は一世に一代の極めて重要な伝統的皇位継承儀式として公的な性格があるということであり、宮廷費から費用を支出することが相当であると考えられる、との答弁がなされている。

については、宮内庁法で、宮内庁は「側近に関すること」あるいは「儀式に関すること」等の皇室関係の国家事務を所掌する旨規定されており、大嘗祭の実施についても宮内庁がお世話する立場にある、との答弁がなされている。

(は、第 118 回国会・H2.4.13・衆議院予算委員会・工藤敦夫内閣法制局長官答弁・ 及び は、第 118 回国会・H2.4.17・衆議院内閣委員会・宮尾盤宮内庁次長答弁)

参考 大嘗祭

皇位継承に伴い行われる儀式で、7 世紀の天武天皇の時代に新嘗祭から区別されたと記録される。大嘗祭は、「稲作農業を中心とした我が国の社会に非常に古くから根づいた収穫儀礼、そういうものに根差し……、皇祖、天神地祇に新穀をお供えをしたり、陛下御みずからお召し上がりになって、皇祖及び天神地祇に対して、安寧とそれから五穀豊穡を感謝されるとともに、今後とも国家国民のために安寧と五穀豊穡などを祈念される儀式」(H2.4.17.・衆議院内閣委員会・宮尾盤宮内庁次長の答弁)とされる。



10 . 摂政及び国事行為の臨時代行

(関連条文：憲法第 4、5 条、皇室典範第 24、25 条、国事行為の臨時代行に関する法律第 2 条等)

国事行為の臨時代行と摂政との相違について

国会における議論 (第 68 回国会・S47.3.30 衆議院・内閣委員会)

鬼木勝利委員 (公明党) ……陛下のヨーロッパ訪問についてちょっと話題をかえてお尋ねいたしますが、当時、皇太子殿下が臨時代行をされたということでございます、……ただ国事行為のみを委任された臨時代行だ、摂政としての意味はない。むろん、それは委任をしておいでになったので

すから、表面どおり解釈すればそのとおりだと思いますけれども、もし皇太子殿下が委任をお受けになって、陛下のお留守のときに、国事行為のみでない、いわゆる摂政としての内容を持ったようなことが起きた場合ですね。これは将来もあると思うのですが、そういうような場合にはどのようにお考えになるのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。

説明員（宇佐美毅・宮内庁長官） 摂政と今度の法律に基づきます国事行為の代行委任ということがどういうところで違うかと申しますと、…国事行為の委任というのは陛下が御委任なさることでございます。摂政を置きます場合は、陛下の御意思によらずに皇室会議でやるという差があると思います。ですからこの場合は、陛下の御判断によらないということが起こって、そういう前提に立っての必要性が出るという場合が摂政であろうかと私は思うわけでございます。ですから、そういう場合の摂政というのは、大体天皇のあそばす国事行為のほか、天皇の行なわれまする公的なこと等につきましてもかわってなさるということでなければ、いろいろな国政と申しますか、運営上に支障が来るだろうと思うわけでございます。片一方は、ともかく法律にはっきりと、天皇の国事行為に関する権能ということでありますから、これは憲法で非常に限定的に羅列しておるわけでございます。それ以外にわたるといことはまずないわけでございます。ただ予測し得るようなことがございますれば、それは、公的色彩のあるようなことを御委任なさるといことは、必ずしもいけないという規定はどこにもない。しかし、陛下がちゃんとしておられますのに、やたらにそれをふやすといことは、私はあまりおもしろくないことである。ですから、外国においてになりましても、非常に重大な国事行為外のことが起こりますれば、当然陛下に伺うこともできる。いまはもう国際電話もございすし、そういうことはやはり陛下のお示しを伺うということが大切じゃないか。

ですから、いま公的な問題としましては、いろいろ各国と親電を交換なさる場合がございます。これなんかはやはり御所在の場所から打つということで、昨年の場合、ヨーロッパでパリにおいてのときに、必要な公電を打つことがあれば、パリから打っておるわけであります。そういうわけでございますから、ある予測できることで、やはり委任しておいでになるほうがいいということがあれば、可能ではあるというふうに思います。まあ、そういうふうに解釈しておりますので、御質問の趣旨がどういう具体的なことか、ちょっととりにくかったわけでございますが、私は総括的にはそう考えておるわけでございます。

これについての主な学説は、以下のとおりである。

「天皇の権能は、天皇が成年に達しないとき、精神もしくは身体の重患または重大な事故により、自ら国事行為を行うことができないときは、摂政によって代行される（憲法 5 条、皇室典範 16 条以下参照）。摂政を置くまでに至らない場合（たとえば海外旅行や長期にわたる病気の場合）は、「国事行為の臨時代行に関する法律」により、臨時の代行が国事行為を行う（憲法 4 条 2 項）。臨時代行の順位は摂政の場合（皇室典範 17 条）と同じである。」（『憲法』〔第 3 版〕芦部信喜 50 頁）

摂政が置かれる場合の「重大な事故」について

国会における議論（第 68 回国会・S47.3.30 衆議院・内閣委員会）

受田新吉君（民社）……私、もう一つ法律的な解釈で、長官としては何を考えておられるかをお伺いしたいのですが、摂政を置かれる条件の中で、精神、身体の重患という場合と重大な事故という場合がある。ところが国事行為にはそれがない。つまり、身体の疾患、精神の疾患、または事故とあります。この摂政を置く場合の重大な事故というのは、たとえばどんなのを宮内庁長官は想定されておるのでしょうか。

説明員（宇佐美毅・宮内庁長官）……国事行為の委任と摂政の違いは、要するに、摂政を置く場合を除いて、天皇に精神あるいは身体の故障、あるいは事故というふうに法律はできておると思います。それで御外遊の場合には、その事故というふうに考えております。ただ、摂政の場合の重大な事故ということは、どういうことでしょうか、身体的障害のことを考えているのか、私どもいま、どういう例ということはちょっとすぐ申し上げかねます。

受田新吉君 身体、精神の重患ですから、これは非常に重い。執務される状態には全然ない。このほうは身体と精神のほうで、大正天皇の場合などはその中に入られたわけですね。事故というのでなくて、重大な事故で陛下がみずから執務できないという場合は、たとえばクーデターなどによって陛下が監禁される、こういうような場合は絶無とは言えないわけです、そういうような状態なども、私、含むのではないかと思うのです。……

説明員（宇佐美毅君）……お尋ねで、重大なる事故ということをおっしゃるとはっきり申し上げかねておりましたが、解釈的には、天皇の失踪あるいは戦時中の捕虜というようなことが一応考えられるということでございます。……

これについての主な学説は、以下の通りである。

「……「重大な事故」とは、観念的・仮定的には天皇の所在不明などの場合を指すといえようが、このような場合が實際上生ずることは考えられない。海外旅行の場合は、交通・通信機関の発達と、天皇の国事に関する行為が形式的なものであることの結果として、摂政を置く必要のある場合には当たらないと解される。「国事行為の臨時代行に関する法律」は「事故」の場合の臨時代行を認めており、海外旅行の場合はその「事故」に当たるものとされている。」(『憲法(上)』【新版】佐藤功 67頁)

1. 天皇制に関する新旧憲法の対照

日 本 国 憲 法	大 日 本 帝 国 憲 法
<p>【天皇の地位】 第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>	<p>第一條 大日本帝國八萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス</p>
<p>【皇位の継承】 第二条 皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。</p>	<p>第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス</p> <p>第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス 略</p>
<p>【天皇の不可侵性】</p>	<p>第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス</p>
<p>【天皇の権能】 第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。 略 第四十一条 国会は国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。 第六十五条 行政権は、内閣に属する。 第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。 第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。 略</p>	<p>第四條 天皇ハ八國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ</p> <p>第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス 凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス 第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ 略</p>
<p>【国事行為の臨時代行】 第四条 略 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。</p>	
<p>【摂政】 第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。</p>	<p>第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル 攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ</p>

日 本 国 憲 法	大 日 本 帝 国 憲 法
<p>【天皇の国事行為】</p> <p>第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。</p> <p>第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。</p> <p>一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。</p> <p>二 国会を召集すること。</p> <p>三 衆議院を解散すること。</p> <p>四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。</p> <p>五 国务大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。</p> <p>六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。</p> <p>七 栄典を授与すること。</p> <p>八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。</p> <p>九 外国の大使及び公使を接受すること。</p> <p>十 儀式を行ふこと。</p>	<p>【天皇の統治上の権能】</p> <p>第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル</p> <p>第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス</p> <p>第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス</p> <p>第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス</p> <p>第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル</p> <p>第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復権ヲ命ス</p> <p>第十五條 天皇ハ爵位勲章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス</p> <p>第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス</p>
	<p>第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス 此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ</p> <p>第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス</p> <p>第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム</p> <p>第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム</p>

日 本 国 憲 法	大 日 本 帝 国 憲 法
<p>【皇室財産】</p> <p>第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。</p> <p>第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。</p>	<p>第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス</p>
<p>【憲法改正】</p> <p>第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。</p> <p>憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。</p>	<p>第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス</p> <p>第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス</p> <p>第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス</p>
<p>【憲法尊重擁護義務】</p> <p>第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。</p>	

2. 天皇制に関する主要年表 (S20.8.14～)

元号(西暦)年	月日	できごと	
S20 (1945)	8.14	ポツダム宣言受諾(8.15 正午に天皇の肉声による終戦の詔勅を録音放送)	
	8.17	稔彦王(東久邇宮)内閣成立(～10.9)	
	9.02	降伏文書に調印	
	9.27	天皇、アメリカ大使館にマッカーサー元帥を訪問	
	10.04	GHQ、人権指令を発令(天皇に関する意見表明の自由を保障)	
	10.11	マッカーサー元帥、民主化に関する五大原則を指令	
	10.17	大東亜戦終結恩赦施行	
	11.18	GHQ、皇室財産の凍結を指令	
	12.12	守正王(梨本宮)、戦犯として逮捕される(4ヶ月後に不起訴処分となる)	
	12.15	GHQ、神道指令を発する(S21.2.2 国家神道としての神社神道廃止)	
	S21 (1946)	1.01	天皇、年頭の詔書で天皇の神格性を否定(人間宣言)
		2.19	天皇、神奈川県を視察(～20 戦後の「巡幸」始まる S29まで)
5.19		食糧メーデー(不敬プラカード事件起きる)	
5.21		GHQ、皇室の財産上の特権剥奪に関する覚書交付	
6.04		極東委員会、天皇制廃止の問題を討議に付すると発表(7.2 国民主権の徹底、天皇の権能排除、枢密院及び貴族院の廃止等、「日本の新憲法についての基本原則」を採択)	
6.17		キーナン極東国際軍事裁判首席検事、天皇の不訴追を言明	
6.20		政府、帝国憲法改正案を提出(第90回帝国議会)	
7.01		衆議院・帝国憲法改正案委員会 金森国務大臣、天皇は「憧れの中心」と発言	
8.24		衆議院 帝国憲法改正案修正議決	
8.26		貴族院 宮沢俊義、「8月革命」説を披瀝	
10.06		貴族院 帝国憲法改正案修正議決(10.7 衆議院同意)	
S22 (1947)	11.03	日本国憲法公布(貴族院議場において記念式典、天皇から勅語 同日、恩赦施行)	
	11.08	閣議、元号法案を決定(11.19 撤回)	
	1.16	皇室典範、皇室経済法公布(5.3 施行)	
	2.20	宮内省、皇室財産を発表(37億4000万円、うち33億3000万円が財産税として物納)	
	3.28	恩赦法公布(5.3 施行)	
	5.02	枢密院廃止	
	5.03	日本国憲法施行 宮内府設置(宮内省廃止) 皇統譜令公布(同日施行)	
	5.20	第1回国会召集(6.23 開会式 天皇の自称が「朕」から「わたくし」へ)	
	6.03	文部省、「宮城遥拝」等の停止を通達	
	8.04	最高裁判所発足	
	8.11	日本国憲法第8条の規定による議決案が衆議院に提出される(初の事例 8.29 衆議院可決、9.18 参議院可決)	
10.02	皇室経済法施行法公布		

S23 (1948)	10.13	初の皇室会議、秩父・高松・三笠の3直宮家を除く11宮家51名の皇籍離脱を決定(翌日、皇籍離脱)
	10.21	国家公務員法公布(天皇の官吏から国民全体の奉仕者へ)
	10.26	改正刑法公布(不敬罪廃止)
	1.01	新年の宮城前一般参賀再開(7.1「宮城」を「皇居」に改称)
	1.21	第2回国会開会式 松本治一郎・参議院副議長、便殿(御休所)での天皇に対する「カニの横ばい」式の拝謁を拒否
	3.04	GHQ、祝祭日の国旗掲揚を許可(S24.1.1 国旗の自由な使用を許可)
	4.29	戦後初の天長節(35万人が一般参賀)
	6.19	衆議院、教育勅語等排除に関する決議案可決(翌日、参議院、教育勅語等の失効確認に関する決議案可決)
	6.30	国有財産法公布
	7.20	国民の祝日に関する法律公布(紀元節等廃止)
	12.23	日本国憲法下で初の衆議院解散(第4回国会 いわゆる「7条解散」が認められず、「69条及び7条による解散」となった)
	S24 (1949)	6.01
	10.30	天皇、第4回国民体育大会の開会式に出席(以後、慣例化)
S25 (1950)	4.04	天皇、第1回国土緑化大会(S35 全国植樹祭と改称)に出席(以後、慣例化)
	5.20	和子内親王(孝宮)、鷹司平通と結婚
	5.29	天皇、第6回日本芸術院賞授賞式に出席(以後、慣例化)
	7.13	第8回国会開会式(「勅語」から「おことば」へ)
	7.27	国有財産法第13条第2項の規定に基づき国会の議決を求める件が衆議院に提出される(初の事例 7.29 衆議院可決、7.30 参議院可決)
S26 (1951)	4.11	マッカーサー解任、後任にリッジウェイ中将(4.15 天皇、11回目の訪問 4.16 離日 5.2 天皇、リッジウェイ中将と会見 9.18 リッジウェイ中将、初めて皇居を訪問)
	5.17	皇太后崩御(諡号:貞明皇后 5.25 閣議、葬儀を国の儀式とすることに決定 6.22 貞明皇太后大喪)
	9.08	講和条約・日米安全保障条約調印
	10.15	参議院本会議 天野文部大臣、天皇は「国家の道徳的中心」と発言
S27 (1952)	1.22	第13回国会開会式(「おことば」が政治的発言ではないかとして問題となる)
	4.28	講和条約発効(同日、恩赦施行)
	5.02	天皇皇后、政府主催の全国戦没者追悼式に初めて出席
	5.03	講和条約発効・憲法施行5周年記念式典(天皇、「おことば」の中で退位を否定)
	5.28	衆議院・外務委員会 天皇による大使の接受と信任状の認証について議論
	6.09	天皇、各国大使と戦後初の会食
	7.31	天皇皇后、戦後初めて明治神宮に参拝
	8.28	衆議院解散(第14回国会 いわゆる「7条解散」 以後、「7条解散」が定着)
	9.09	閣議、皇太子の成年式・立太子の礼を国の儀式とすることに決定(11.10 成年式・立太子の礼挙行 同日、恩赦施行)
	10.10	厚子内親王(順宮)、池田隆政と結婚
	10.16	天皇皇后、靖国神社に参拝(宗教法人となってから初めて)

S28 (1953)	12.04	衆議院・予算委員会 天皇の信教の自由、立太子式及び立太子式に伴う恩赦について議論 (12.12 解散権の根拠について議論)
	1.01	新年祝賀の儀、戦後初めて国事行為として行われる
	1.04	雍仁親王(秩父宮)薨去(1.8 閣議、秩父宮の葬儀を国の儀式とすることに決定 1.12 葬儀)
	3.30	皇太子、天皇の名代として英国エリザベス女王の戴冠式参列のため出発(欧米14ヶ国を歴訪し10.12 帰国)
S29 (1954)	11.05	戦後初の園遊会
	1.02	新年一般参賀で混乱が起き、16名が死亡(二重橋事件)
	3.12	自由党、憲法調査会を設置(会長:岸信介 11.5 天皇を「元首」とする憲法改正試案を発表)
S30 (1955)	6.09	皇居の参観が許可される
	5.24	初の天覧相撲(蔵前国技館)
S31 (1956)	11.13	日本社会党統一大会(11.15 自由民主党結党大会)
	11.28	正仁親王(義宮)成年式
S32 (1957)	11.20	天皇、エチオピアのハイレ・セラシエ皇帝と会見(戦後初の国賓)
	12.18	国連総会、日本の国連加盟を承認(翌日、恩赦施行)
S33 (1958)	2.13	衆議院に国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案提出される(2月11日を建国記念の日として加える 5.15 衆議院可決、参議院審査未了)
	4.01	参議院・内閣委員会 天皇の学問の自由について議論
	5.24	第3回アジア競技大会開会式(天皇、開会宣言)
	11.11	崇仁親王(三笠宮)歴史学会で「紀元節」に反対の発言
S34 (1959)	11.27	皇室会議、皇太子妃に正田美智子を決定
	1.16	閣議、皇太子の結婚の儀について、賢所大前の儀も含め国事行為として行うことを決定
	2.06	衆議院・内閣委員会 天皇の退位、女性天皇の可否について議論(3.5 皇室経済法7条と三種の神器について議論)
S35 (1960)	4.10	皇太子・美智子結婚の儀 同日、恩赦施行
	2.23	徳仁親王(浩宮・現皇太子)誕生
	3.10	貴子内親王(清宮)島津久永と結婚
	8.26	天皇、護国神社51社に幣帛料を送る
	9.22	皇太子夫妻、日米修交100年記念で訪米(~10.7)
	9.29	天皇皇后、第49回列国議会同盟会議開会式に出席
	11.10	『中央公論』、深沢七郎の「風流夢譚」を掲載(11.29 宮内庁、皇室の名誉を傷つけるとして抗議 12.1 中央公論社、陳謝)
S36 (1961)	2.01	右翼少年嶋中、中央公論社社長宅を襲い、家人2名を殺傷(嶋中事件)
	4.19	天皇、佐賀県及び長崎県に巡幸(日赤長崎原爆病院で初めて原爆病患者を見舞う)
	6.15	天皇、戦後初めて神奈川県など12の県知事を招き地方事情を聞く(以後、慣例化)
S38 (1963)	11.21	吹上御所完成(総工費1億6800万円 12.8 移転)
	3.11	宮内庁、小山いと子が『平凡』に連載の「美智子さま」は好ましくないと申入れ(5月号で連載中止)
	7.12	閣議、生存者叙勲の復活を決定(S39.1.7 戦没者の叙位叙勲を決定)
	8.15	天皇皇后、政府主催の第1回戦没者追悼式(日比谷公会堂)に出席(以後、慣例化)

S39 (1964)	11.26 4.29 5.20 8.15 9.16 9.30 10.10	皇太子夫妻、天皇の名代としてケネディ前米国大統領の葬儀に参列 第1回の生存者叙勲発表 国事行為の臨時代行に関する法律公布 天皇皇后、靖国神社境内での政府主催戦没者追悼式に出席（神殿の手前に幕を張り、非宗教的行事として行う S40より武道館開催となる） 自衛隊の総監、師団長及び司令官が天皇に拝謁 正仁親王（義宮）津軽華子と結婚し、常陸宮を創設（結婚の儀、公事として行われる） 第18回オリンピック東京大会開会式（天皇、名誉総裁として開会宣言）
S40 (1965)	4.23	第1回春の園遊会開催
S41 (1966)	11.30 3.07	文仁親王（礼宮・現秋篠宮）誕生 内閣、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律を提出（6.25公布 建国記念の日は、6ヶ月以内に政令で定める 12.9 建国記念の日を2月11日とする政令公布）
S42 (1967)	5.13	参議院・予算委員会 天皇の地位について議論
S43 (1968)	3.15 8.31	皇太子、万国博覧会名誉総裁に就任 天皇、北海道開拓100周年記念式典に出席
S44 (1969)	10.11 10.23 1.02 3.14 4.18 9.10	天皇、戦傷病者特別援護法制定記念式典に出席 天皇、明治100年記念式典に出席（11.1 恩赦施行） 新年一般参賀でパチンコ玉投射事件及び発煙筒事件起きる 衆議院・内閣委員会 天皇の地位、立憲君主制等について議論 清子内親王（紀宮）誕生 下総御料牧場、栃木県へ移転（新東京国際空港建設のため）
S45 (1970)	3.13 11.29	天皇、大阪万国博覧会の開会式に出席 天皇、議会開設80周年記念式典に出席
S46 (1971)	3.10 4.16 9.27	衆議院・内閣委員会 天皇の外遊の性格等について議論 天皇、広島に行幸（原爆慰霊碑に初めて参拝） 天皇皇后、欧州7ヶ国歴訪（～10.14 天皇皇后戦後初の外遊、皇太子による国事行為の臨時代行）
S47 (1972)	2.03 3.30 5.05	天皇、札幌オリンピック冬季競技大会開会式において開会宣言 衆議院・内閣委員会 国事行為の臨時代行と摂政等について議論 天皇、沖縄復帰記念式典に出席（5.15 恩赦施行）
S48 (1973)	1.12	日本共産党、国会開会式への天皇の出席を取り止めるよう衆議院議長に申入れ（1.26 議院運営委員会、従来どおり天皇出席と決定）
S49 (1974)	6.28 2.21 8.14 10.02 11.07	参議院・内閣委員会 天皇の元首制、立憲君主制等について議論 衆議院・内閣委員会 天皇に対する憲法上の人権規定の適用について議論 「東アジア反日武装戦線」による御召列車の爆破未遂事件起きる 天皇皇后、第61回列国議会同盟会議開会式に出席 天皇、伊勢神宮を参拝（S22以降中止されていた剣璽動座の儀復活）
S50 (1975)	3.14 7.17 9.30	衆議院・内閣委員会 天皇の元首制、公的行為等について議論 皇太子夫妻、沖縄海洋博覧会の開会式に出席（ひめゆりの塔で火炎瓶投擲事件起きる） 天皇皇后、訪米（～10.14）
S51 (1976)	11.10	天皇在位50年式典
S52 (1977)	7.13	津地鎮祭違憲訴訟、合憲判決 政教分離裁判でのリーディングケー

		ス
S54 (1979)	6.12	元号法公布
S55 (1980)	2.23	徳仁親王(浩宮) 成年式・加冠の儀
	11.07	寛仁親王(三笠宮) 麻生信子と結婚 単独宮家を創設
S56 (1981)	7.26	皇太子夫妻、英国皇太子の結婚式参列のため訪英(～8.2)
S57 (1982)	4.02	寛仁親王(三笠宮) 皇籍離脱の希望を表明(4.24 宮内庁、皇籍離脱は認められない旨を表明)
	8.11	自民党憲法調査会、天皇を元首とする改憲草案中間報告を発表。
S59 (1984)	12.06	憲仁親王(三笠宮) 鳥取久子と結婚し、高円宮家を創設
S60 (1985)	8.15	中曽根首相、靖国神社公式参拝
	12.22	天皇、内閣制度百年記念式典に出席
S61 (1986)	4.29	天皇在位 60 周年記念式典
S62 (1987)	2.03	宣仁親王(高松宮) 薨去
	5.14	衆議院、高松宮から寄付された土地を皇室用財産と議決(5.22 参議院で議決)
	7.21	天皇の沖縄訪問決定(9.28 中止決定)
	10.24	皇太子、国事行為の臨時代行で沖縄訪問
S63 (1988)	9.19	この日より天皇の「ご容体」に関するマスコミ報道活発化、各地における行事の自粛
S64 (1989)	1.07	天皇崩御 皇太子明仁、天皇に即位 元号を「平成」と閣議決定
H1	1.08	元号「平成」となる(2.13 特別恩赦施行)
	2.24	大喪の礼・葬場殿の議
H2 (1990)	1.18	天皇の戦争責任発言を行った本島長崎市長銃撃される
	4.17	衆議院・内閣委員会 即位の礼、大嘗祭の性質等について議論
	5.24	参議院・内閣委員会 即位の礼、皇族女子の皇位継承権等について議論
	6.29	文仁親王(礼宮)・川島紀子、結婚の儀 秋篠宮を創設
	11.12	即位の礼(～15) 同日 特別恩赦施行
	11.22	大嘗祭(～23)
H3 (1991)	2.23	立太子の礼
	9.26	天皇皇后、タイ、マレーシア及びインドネシア訪問(～10.6)
	10.23	秋篠宮家に眞子誕生
H4 (1992)	4.07	参議院・内閣委員会 皇族女子の皇位継承権等について議論
	5.15	天皇皇后、沖縄復帰 20 周年記念式典出席
	10.23	天皇皇后、中国訪問(～28)
H5 (1993)	1.09	皇室会議、皇太子・小和田雅子婚約を正式発表
	6.09	皇太子・小和田雅子結婚の儀(同日 特別恩赦施行)
	9.03	天皇皇后、イタリア、ベルギー及びドイツ訪問(～19) 初めて政府専用機使用
H6 (1994)	6.10	天皇皇后、アメリカ訪問(～26)
	7.20	村山首相、所信表明演説で自衛隊合憲、日の丸・君が代容認の発言
	10.05	故高松宮の日記発見
	11.03	読売新聞社「憲法改正試案」発表、天皇は対外的関係に限り名目的元首とする
	11.07	天皇皇后、平安遷都 1200 年記念式典出席
	12.29	秋篠宮家に佳子誕生
H7 (1995)	8.25	勢津子親王妃(秩父宮) 薨去
H8 (1996)	12.18	ペルーの日本大使館公邸、天皇誕生日祝賀レセプション中に占拠さ

H9 (1997)	4.02	愛媛玉串料訴訟、最高裁で違憲判決
	5.20	天皇皇后、参議院創設 50 周年式典出席
	5.30	天皇皇后、ブラジル及びアルゼンチン訪問 (~6.13)
H10 (1998)	2.07	天皇皇后、長野オリンピック冬季競技大会開会式出席
	5.23	天皇皇后、英国及びデンマーク訪問 (~6.5)
H11 (1999)	8.09	国旗・国歌法成立
	11.12	天皇在位 10 周年記念式典
	12.30	皇太子妃、流産で手術
H12 (2000)	5.15	森首相、「日本は天皇を中心とする神の国」と発言
	5.20	天皇皇后、オランダ及びスウェーデン訪問 (~6.1)
	6.16	皇太后崩御
	12.14	自由党、「新しい憲法を作る基本方針」発表。天皇は元首としての位置が定着しており、「象徴」という表現に代わる用語を検討すべき。
H13 (2001)	4.16	宮内庁、「皇太子妃ご懐妊の可能性」と発表 (5.15 正式に発表)
	12.01	愛子内親王 (敬宮) 誕生 以後女帝を認めるための皇室典範改正に関する議論が活発化
H14 (2002)	1.07	喜久子親王妃 (高松宮) 「婦人公論」に女性天皇の即位に関して、「不自然ではない」との寄稿
	2.05	小泉首相、施政方針演説で昭和天皇の和歌を引用
	2.19	衆議院・予算委員会 内閣法制局長官、小泉首相による昭和天皇の和歌引用は憲法上問題ないと答弁
	7.06	天皇皇后、ポーランド及びハンガリー訪問 (~7.20)
	9.30	皇后、スイス・バーゼルにおける国際児童図書評議会 (IBBY) 創立 50 周年記念大会でおことば
	11.08	世田谷区の旧正田邸取り壊し反対の住民運動 皇后、保存は望んでいないとの意向を表明
	11.22	憲仁親王 (高円宮) 薨去
H15 (2003)	1.14	天皇の入院に伴う皇太子による国事行為の臨時代行を閣議決定 (1.20 156 回国会開会式に皇太子臨席)

年表の作成に当たっては、出典の多くを『ジュリスト 933号・974号』掲載の「象徴天皇制年表」(国立国会図書館：齋藤憲司)によった。

(1) 皇位継承に関する現行の皇室典範制定過程における議論

皇室典範の制定作業は、日本国憲法の制定に伴い生じる諸法制の整備に関する重要事項を調査審議するため内閣に設置された「臨時法制調査会」において行われた。

臨時法制調査会の構成

会長：吉田茂・内閣総理大臣 副会長：金森徳次郎国務大臣

委員：国務大臣、法制局、各省及び両院事務局官吏 25 名

学者、法曹家、言論関係者、政党関係者、地方自治関係者等 25 名

第一部会 皇室及び内閣関係法律案の要綱の立案

第二部会 国会関係法律案の要綱の立案

第三部会 私法関係法律案の要綱の立案

第四部会 財政その他の部会の所管に属しない法律案の要綱の立案

皇室典範試案の作成は、第一部会に設けられた小委員会において行われた。

皇位継承資格者に皇族女子を加えるか否かについて、第一部会の小委員会では、以下のような議論があった。

宮内省は、「皇統を男系に限ることは憲法違反となるか」という昭和 21 年 7 月 25 日付文書で、憲法草案 2 条の「皇位の世襲」は、草案 13 条（現行 14 条）に定める法の下での平等に対する例外をなすものであり、したがって、「皇族女子に皇位継承資格を認めるかどうかといふことは、それが皇位世襲の原則から見て、どうなるかと云ふことを明らかにした上で決定しなければならぬ」とした上で、

そもそも「女系」は『皇室典範義解』に示された皇位「世襲」の觀念に含まれない

皇室典範義解（抄）

第一条 大日本国皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス

恭テ按スルニ皇位ノ繼承ハ祖宗以来既ニ名訓アリ（中略）

以上本条ノ意義ヲ約説スルニ祖宗以来皇祚繼承ノ大義炳焉トシテ日星ノ如ク万世ニ亘リテ易フヘカラサル者蓋左ノ三大則トス

第一 皇祚ヲ踐ムハ皇胤ニ限ル

第二 皇祚ヲ踐ムハ男系ニ限ル

第三 皇祚ハ一系ニシテ分裂スヘカラス

歴史的に女帝の例はあるが、しかし、それは「一時の摂位」に過ぎない

皇位継承資格を有する者は国民の一部であり、そのごく一部の国民の間で、「文明の程度、生理上の差異等」を考慮し、長幼・男女の区別を設けることは不合理ではない

として、女帝を認めなくとも違憲とは必ずしも言えないとした。

これに対して、宮沢俊義委員、鈴木義男委員等は、女帝を認める。また、杉村章三郎委員は、配偶者のない内親王及び女王の皇位継承資格を認めた上で、

皇位継承順位は皇男子孫の次とするという考え方を示した。

杉村委員は、その後、昭和 21 年 8 月 24 日付「部会に於て未決定の皇室典範試案に対する結論的意見」において、女帝については、「『皇位は皇統に属する皇子孫たる皇族之を継承す』べきものとし但し女子の継承は皇族男子の皆在らざる場合に限る」として、その理由を「女帝の冊立は宮内省側の意見の如く望ましくないが全然拒否する理由もないから現在の攝政の場合の如く存在だけを認め事實實現しないようにすればよいと思ふ。」と述べている。

しかしながら、この問題は、実際には、以下のような理由で抽象的観念論に終始し、絶対的な強い議論は出ることなくして終わった。

女系女子の天皇は、現在の国民感情に必ずしも適合しない。
日本には皇配（prince consort）族と呼び得るような特殊な家柄は存在せず、また、そうしたものを存在せしめることは不適當である。
女帝となった未婚の女子が、自由な意思による婚姻をなし得る社会的基盤が成熟していない。

結局のところ、臨時法制調査会では、女帝を認めるべきではないかという議論については、以下のような理由によって、これを否定したということになる。

皇室が代々男系によって世襲されてきたことについては異論がない。
これは歴史上の客観的事実でもあり、女帝自体が皇位世襲の觀念に含まれていない。
男系である以上、仮に女帝を認めてもその子孫による皇位継承は不可能である。
したがって、女帝は、その一代に限り皇位継承が繰り延べられたに過ぎない。
また、天皇の地位の特殊性は、憲法 14 条の適用の例外として認められる。

以上の記述は、芦部信喜・高見勝利編著「皇室典範〔昭和 22 年〕 日本立法資料全集 1」（信山社 1990 年）によった。

なお、皇室典範についての GHQ との事前審査では、昭和 21（1946）年 8 月 30 日に、担当の井手成三・法制局第一部長とピーク博士（Dr.Cyrus H.Peake）との間で以下のようなやりとりが行われている。

ピーク 女帝を認めぬことは男女平等の原則に反せぬか。
井手 女系を認めぬ以上女帝を認めても一時的の摂位にすぎず胎中皇子の場合直系を維持するといふ場合以外大なる意味なし、dynastic の意は日本古来の歴史から見て男系と考えてをる、この男系世襲の原則が男女平等原則を越ゆる英、和の如きも弟が姉に優先し完全な男女平等ではない。
ピーク 日本にも推古天皇の如く女帝はあつた、但し女系がなかつたことは承認する、大体その考へ方を支持するが、継承権の範囲から全然女子を外さず範囲も定めず寧ろいきなり順序を書いて後順位に女子をおいたらどうか、理論的に承継し得ることにして、事實は全然承継せぬこととすれば如何。又皇族が全然なくなる場合など承継させれば如何。
井手 女帝を認めても一時の延長となり、その後継なきため大した効果なし寧ろ皇族の範囲の減少を防ぐ措置を採るべきであろう。

芦部信喜・高見勝利編著「皇室典範〔昭和 22 年〕 日本立法資料全集 1」（信山社 1990 年 157 ページ）

皇室典範案は、枢密院への諮詢を経て、昭和 21 (1946) 年 11 月 26 日に第 91 回帝国議会に提出 (衆議院先議) され、衆議院では 12 月 14 日、貴族院では 12 月 24 日に、いずれも原案のとおり可決され、翌年 1 月 16 日に昭和 22 年法律第 3 号として公布された。

渡邊佳英氏による「第九十一議会を通過せる新法律の解説 皇室典範及び皇室経済法」(「法律時報」第 19 巻第 3 号)によれば、議会の審議では、

「女帝、すなわち女天皇又は女性天皇を認めよとの論は、両院を通じ、むしろ支配的であつたとすらいえる」

状況であったという。渡邊氏によれば、女帝を認めるべしとする論拠は、以下のようなものであった。

天皇の地位は、象徴となったのであるから、例えば統帥大権を行使されていた従来と異なり、女子にも皇位継承資格を認めても支障はない。

日本国憲法第 14 条のいわゆる男女同権の趣旨を生かすべきである。

女帝を率先してみとめることにより、一般に男女同権の普及に資するべし。

女帝を認めておいて、男子の皇胤の絶える万一の場合に備えよ。

いわゆる胎中天皇を認め、その胎児が女子であった場合にのみ過渡的に女帝を認めよ。

史上、十代御八方 (二代重祚) の先例があった。

こうした主張に対し、政府側は、おおむね以下のような答弁を行っている。

歴史上男系ということに例外はなく、男系を原則とする限り女性天皇は意味が少ない。また、女性天皇を認めても、その継承順位を男子の後とするならば、差当りその必要を生じることとはなく、現時点で結論を出すには及ばない。

しかしながら、こうした女帝を認めるべしとする議論が多くなされながらも、

「注目すべきは、両院の議論を通じ、男系主義に対する批判、女系を認めよとの論は、ほとんどなかつた」

のも事実であったという。

(2) 女性の皇位継承に関する旧皇室典範制定過程における議論

明治政府による旧皇室典範の起草は、明治 19 (1886) 年頃より始まったようである。起草に携わったのは、伊藤博文 (当時、宮内大臣)、井上毅 (参事院議員、枢密院書記官長などを務め、官報の創刊、内閣制度の創設、大日本帝国憲法及び皇室典範の制定、教育勅語の起草などに携わった。) らである。

女性の皇位継承権をめぐることは、旧皇室典範の制定過程においても議論がなされている。

起草の初期段階において作られたと考えられる「皇室制規」においては、皇男子及び男系を優先としつつも、皇女及び女系による皇位の継承を認めるほか、胎中皇子や女帝を立てた場合の配偶者についても規定するなど、後の皇室

典範とはその主義を異にしている。

皇室制規(抄)

皇位継承ノ事

- 第一 皇位ハ男系ヲ以テ継承スルモノトス若シ皇族中男系絶ユルトキハ皇族中女系ヲ以テ継承ス男女系各嫡ヲ先キニシ庶ヲ後ニシ嫡庶各長幼ノ序ニ従フヘシ
- 第二 皇位ハ皇子ニ傳フヘシ
- 第三 皇位ヲ継承スヘキ皇子若シ薨去ノトキハ皇孫ニ傳フヘシ
- 第四 皇位ヲ継承スヘキ皇子孫ナキトキハ皇兄弟及ヒ其子孫ニ傳フヘシ
- 第五 皇兄弟及ヒ其子孫ナキトキハ皇伯叔父其子孫ニ傳ヘ皇伯叔父及其子孫ナキトキハ皇太伯叔父以上及其子孫ニ傳フヘシ
- 第六 皇族中男系盡ク絶ユルトキハ皇女ニ傳ヘ皇女ナキトキハ皇族中他ノ女系ニ傳フルコト第三第四第五條ノ例ニ據ルヘシ
- 第七 皇女若クハ皇統ノ女系ニシテ皇位継承ノトキハ其皇子ニ傳ヘ若シ皇子ナキトキハ其皇女ニ傳フ皇女ナキトキハ皇族中ノ他ノ女系ニ傳フルコト第三第四第五條ノ例ニ據ルヘシ
- 第八 遺腹ノ皇子皇女ハ皇位ヲ継承スルコト天皇在世中ノ皇子皇女ニ異ナルコトナシ
- 第九 天皇在世中ハ讓位セス登遐ノ時儲君直ニ天皇ト稱スヘシ
- 第十 立太子ノ式ヲ行フトキハ此ノ制規ニヨルヘシ

丁年及結婚ノ事

- 第十一 天皇ノ丁年ハ滿十八歳トス
- 第十二 皇后ハ皇族及ヒ公爵ノ中ヨリ迎フルモノトス
- 第十三 女帝ノ夫ハ皇胤ニシテ臣籍ニ入りタル者ノ内皇統ニ近キ者ヲ迎フヘシ

稲田正次「明治憲法成立史 下巻」(有斐閣 1962年 958・959ページ)

これについて、井上毅は伊藤博文宛に「謹具意見」を提出し、皇女及び女系による皇位継承に関し、おおむね、以下のような意見を述べている。

我が国の女帝即位の先例は、実際には摂位の類である。

女帝が配偶者を得る場合、第十三によれば、配偶者は臣籍に入っている者から選ばれることになるので、例えば「源の某」と称する方が皇夫となることになる。そうして、女帝と皇夫との間に皇子が誕生すれば、第七により、皇太子として跡を継ぐことになるが、この皇太子は、女系の血統ではあっても氏は源姓となってしまう。皇位継承には祖宗の大憲があり、ヨーロッパ諸国のように女系異姓を認めるべきではない。

ヨーロッパ諸国においても、サリック法の国家(サリカ法典“Lex Salica”フランク王国など)では、女性による王位継承を認めていない。

婦人参政権を認めずして女性が最高政権を握ることを許すというのは、理の矛盾である。

そもそも起草者はヨーロッパの制度を模擬したわけではなく、将来、万一にも皇胤が絶えたときのためにこのような条項を設けたのであろうが、皇胤を繁栄させるためには他にも種々の方法があり、それらは、このような憂慮を払拭するに十分である。

こうした井上毅の意見は、伊藤博文によって容れられることとなり、新たに起草された「皇室典則」(明治19年6月10日付)では、皇女及び女系による皇位継承条項は削除され、さらに、その後の「皇室典則修正案」では「皇位ヲ継承スルハ男統ノ男子ニ限ル」との明文規定が設けられた。以後、女性の皇位就任についての議論はほとんどないまま、旧皇室典範が制定された。

以上の記述は、稲田正次「明治憲法成立史 下巻」(有斐閣 1962年)によった。

(3) 王室を有するヨーロッパ諸国の王位継承制度

王室制度を持つ諸外国の王位継承制度では、女性の王位継承をどのように扱っているか。ヨーロッパの代表的な君主制国家について、これをみれば以下のようなものである。

ア イギリス (女王エリザベス 2 世 1952 年 2 月即位)

1701 年王位継承法に定める。

王位は、世襲で、かつ、新教徒たる者が相続する。ただし、「1936 年国王の退位宣言に関する法律」により、ウインザー公及び彼が有したかもしれない子孫は、王位の継承から排除された。

制定法によって制約が設けられていない限り、王位は王の直系の子孫に、男子優先で、かつ、長子相続権に従って、伝えられる。

直系の子孫がない場合には、王位は最も近い傍系に継承され、男系が女系に優先する。

カトリック教徒となった者又はカトリック教徒と結婚した者は、王位継承から排除される。

イ オランダ (女王ベアトリックス 1980 年 4 月即位)

1983 年憲法 24～29 条に定める。

王位は、世襲であり、年長者優先で、王の嫡出の子孫に移行する (1972 年憲法では、女子の継承順位を男子の後としていた。)

王に子孫がない場合には、王位は、同様の方法で、王位継承の系統にある王の親の嫡出の子孫に移行するが、その者は、死亡した王から三親等より隔たっているとはならない。

王の死の時点で胎中の王子は、既に産まれたものとみなされる。死産の場合には、その子は、存在しなかったものとみなされる。

退位後に生れた子及びその子孫は、王位継承から排除される。

国王が議会の承認なく婚姻した場合、退位したものとみなされる。その婚姻から生れた子孫は、王位継承から排除される。

ウ ベルギー (国王アルベール 2 世 1993 年 8 月即位)

1831 年憲法 85・86 条に定める。

王位は、世襲であり、嫡出の子孫において年長の順に継承する (1988 年改正までは、女子に継承権を認めていなかった。)

王位継承権者のないとき、国王は、両議院の同意を得て後継者を指名することができる。

上記の指名がなされなかった場合、王位は空位となる。

エ ノルウェー (国王ハラルド 5 世 1991 年 1 月即位)

1814 年憲法 6 条に定める。

王位は、直系かつ嫡出の長子に継承され、近親の系統は、遠親の系統に優先し、同系統内では、年長者が年少者に優先する (1990 年改正までは、女子に継承権を認めていなかった。)

胎児も、王位継承権を有するものとみなされ、父の死後出生すると直ちに、王位継承の順位において、適当な順位を取得する。

王位継承権を有する王女又は王子が産まれたときは、王女又は王子の名及び出生の時にその後に開かれる最初の国会に通知し、国会の議事録に記載する。

オ スウェーデン（国王カール 16 世グスタフ 1973 年 9 月即位）

1974 年統治法 1 章 5 条及び 1979 年王位継承法に定める。

王位は、世襲で、かつ、年長者優先である（1974 年王位継承法までは、女子に継承権を認めていなかった。）

福音派の信仰を奉じない王族は、王位継承のあらゆる権利から排除される。

政府の同意なく婚姻をした王子又は王女及びその子孫の王位継承権は剥奪される。

カ デンマーク（女王マルグレーテ 2 世 1972 年 1 月即位）

1953 年憲法 2 条及び 1953 年王位継承法に定める。

王位は、世襲で、男子優先、かつ、年長者優先である（1953 年憲法までは、女子に継承権を認めていなかった。）

嫡出の子孫がない場合、王位は、故王の兄弟又は姉妹に兄弟優先で継承される。

嫡出子孫及び兄弟又は姉妹ともない場合、王位は、最近親の傍系に、直系相続、男子優先及び年長者優先で継承される。

継承権者が王の同意なく婚姻した場合、その者及びその子孫は、王位継承権を失う。

キ スペイン（国王ファン・カルロス 1 世 1975 年 11 月即位）

1978 年憲法 57 条に定める。

王位は、世襲で、長子相続及び代襲相続における通常の順序に従い、新しい系統より古い系統が優先し、同一系統内では近い親等の者が優先し、同一親等内では男子が優先し、同性のもの内では年長者が優先する。

王位継承権のあるすべての系統が断絶した場合、国会は、スペインの国益に最も適う方法で王位継承について定める。

以上の各国について、その共通点を挙げれば、以下の 3 点である。

王位は、嫡出による世襲であること

傍系その他による王位継承は、嫡出子がない場合に限られること

同一親等かつ同性内では、長子優先であること

女性による王位継承については、イギリス、デンマーク及びスペインでは、同一親等内に男子がある場合これを優先している。他の 4 カ国は、1970 年代以降、憲法典を改正し、男女の別なく長子による王位継承とした。

女性の王位継承権を認めた理由又は男子の優先を撤廃した理由は、おおよそ以下のとおりである。

【デンマーク】

当時の国王フレデリック 9 世に男子がなかったため（大石義雄編「新訂増補 世界各国の憲法典」（有信堂 1965 年）413 ページ）

【ノルウェー】

王位継承権について社会的・文化的側面における両性の平等（gender equality in succession rights to the throne）を規定するため（Oceana Publications, Inc. “Constitutions of the Countries of the World”）

【オランダ】

男子の王位継承者がいない場合には女子を即位させることとなっていたが、1890 年に即位した女王ウィルヘルミナ以来、3 代 100 年以上にわたって女王の時代が続いており、女子差別撤廃条約の批准を機に王位継承順における男子優先を改めた（「衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書」（衆議院 2001 年）207 ページ）

4 . 国事行為の臨時代行の事例（第4条関係）

国事行為の臨時代行は、国事行為の臨時代行に関する法律（S39.5.20 法律第83号）により、天皇に心身の疾患又は事故（外遊その他の事情により執務を行うことができない状態）があるとき、皇室典範第17条の規定により摂政となる順位に当たる皇族に委任することとなっている。

故障の程度により、国事行為の一部のみを臨時代行に委任することもできる。

国事行為の臨時代行は、天皇に故障がなくなったときは、内閣の助言と承認により解除される。なお、皇位の継承、摂政の設置又は国事行為臨時代行の委任を受けた皇族が皇籍を離脱した場合には、当該委任は終了する。

国事行為の臨時代行の委任は、以下のような内閣の告示によってなされる。委任が解除された場合も同様である。

（1）国事行為の臨時代行に関する内閣告示

ア 天皇の病氣療養に伴う内閣告示

〔委任〕

<p>内閣告示第一号 天皇陛下は、御病氣療養につき、一月十六日から当分の間、日本国憲法第四条第二項及び国事行為の臨時代行に関する法律第一条第一項の規定に基づき、国事に関する行為を皇太子徳仁親王殿下に委任して臨時に代行させることとされた。</p> <p>平成十五年一月十六日 内閣総理大臣 小泉純一郎</p>

イ 天皇の外遊に伴う内閣告示

〔委任の解除〕

<p>内閣告示第二号 天皇陛下は、外国御旅行を終え御帰国になったので、皇太子徳仁親王殿下に対する国事に関する行為の委任は解除された。</p> <p>平成十二年六月一日 内閣総理大臣 森 喜朗</p>

〔委任〕

<p>内閣告示第一号 天皇陛下は、この度の外国御旅行の間、日本国憲法第四条第二項及び国事行為の臨時代行に関する法律第一条第一項の規定に基づき、国事に関する行為を皇太子徳仁親王殿下に委任して臨時に代行させることとされた。</p> <p>平成十二年五月十九日 内閣総理大臣 森 喜朗</p>

(2) 国事行為の臨時代行の事例

代行年月日	解除年月日	代 行 者	備 考
S46.09.25	S46.10.14	皇太子明仁親王	西欧7ヶ国訪問
S50.09.29	S50.10.14	〃	米国訪問
S62.09.22		〃	病気療養
(S62.10.03	S62.10.10	徳仁親王	病気療養中に皇太子訪米)
S62.10.10		皇太子明仁親王	病気療養
	(S62.12.15)	〃	委任の一部を解除
(S63.09.22)	S64.01.07 (天皇崩御)	〃	先に解除した委任を元に戻す
H10.05.22	H10.06.05	皇太子徳仁親王	英国及びデンマーク訪問
H12.05.19	H12.06.01	〃	オランダ及びスウェーデン訪問
H14.07.05	H14.07.20	〃	ポーランド及びハンガリー訪問
H15.01.16	H15.02.18	〃	病気療養

5 . 内閣総理大臣の任命（第 6 条第 1 項関係）

内閣総理大臣の任命は、国会における指名の議決を経て、内閣の助言と承認により行われる。国会は、内閣総理大臣の指名が確定すると、衆議院議長から内閣を経由して天皇に奏上する。内閣は、これに伴って新たに内閣総理大臣に任命される者について、天皇に対する助言と承認を書面によって行う。天皇は、この助言と承認に基づいて内閣総理大臣を任命する。

国会からの指名奏上書、内閣の助言と承認及び内閣総理大臣任命の辞令の書式は、それぞれ以下のとおりである。

（ 1 ）内閣総理大臣任命の辞令等

〔任命の辞令〕	〔内閣総理大臣任命の助言と承認〕	〔国会の指名奏上〕
氏名 内閣総理大臣に任命する。 御名御璽 平成 年 月 日 内閣総理大臣（自署）	日本国憲法第六条第一項に 依り を内閣総理大臣に 任命するについて 右謹しんで裁可を仰ぎま す。 平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏名	国会は衆議院議員 君を 内閣総理大臣に指名いたし ました。 よってここに奏上いたしま す。 平成 年 月 日 衆議院議長（自署） 衆議院事務総長（自署）

（ 2 ）歴代内閣総理大臣の任命年月日（日本国憲法下）

歴代	内閣総理大臣	任命年月日	歴代	内閣総理大臣	任命年月日
46	片山 哲	S22.05.24	67	福田 赳夫	S51.12.24
47	芦田 均	S23.03.10	68	大平 正 芳	S53.12.07
48	吉田 茂	S23.10.15	69	大平 正 芳	S54.11.09
49	吉田 茂	S24.02.16	70	鈴木 善 幸	S55.07.17
50	吉田 茂	S27.10.30	71	中曽根 康 弘	S57.11.27
51	吉田 茂	S28.05.21	72	中曽根 康 弘	S58.12.27
52	鳩山 一 郎	S29.12.10	73	中曽根 康 弘	S61.07.22
53	鳩山 一 郎	S30.03.19	74	竹下 登	S62.11.06
54	鳩山 一 郎	S30.11.22	75	宇野 宗 佑	H01.06.03
55	石橋 湛 山	S31.12.23	76	海部 俊 樹	H01.08.10
56	岸 信 介	S32.02.25	77	海部 俊 樹	H02.02.28
57	岸 信 介	S33.06.12	78	宮澤 喜 一	H03.11.05
58	池田 勇 人	S35.07.19	79	細川 護 熙	H05.08.09
59	池田 勇 人	S35.12.08	80	羽田 孜	H06.04.28
60	池田 勇 人	S38.12.09	81	村山 富 市	H06.06.30
61	佐藤 榮 作	S39.11.09	82	橋本 龍太郎	H08.01.11
62	佐藤 榮 作	S42.02.17	83	橋本 龍太郎	H08.11.07
63	佐藤 榮 作	S45.01.14	84	小 淵 恵 三	H10.07.30
64	田中 角 榮	S47.07.07	85	森 喜 朗	H12.04.05
65	田中 角 榮	S47.12.22	86	森 喜 朗	H12.07.04
66	三木 武 夫	S49.12.09	87	小 泉 純一郎	H13.04.26

6 . 最高裁判所長官の任命（第6条第2項関係）

最高裁判所長官の任命は、内閣の指名に基づき、内閣の助言と承認により行われる。内閣総理大臣の任命の場合と異なり、助言と承認を行う内閣自身が最高裁判所の長官を指名することになるので、指名の手續及び助言と承認は、同時に行われることになる。

任命の辞令の書式は、以下のとおりである。

（1）最高裁判所長官任命の辞令

最高裁判所長官に任命する。 氏名	昭和 御名御璽
内閣総理大臣 （自署）	年月日

（2）歴代最高裁判所長官の任命年月日

歴代	最高裁判所長官	任命年月日
01	三 淵 忠 彦	S22.08.04
02	田 中 耕太郎	S25.03.03
03	横 田 喜三郎	S35.10.25
04	横 田 正 俊	S41.08.06
05	石 田 和 外	S44.01.11
06	村 上 朝 一	S48.05.21
07	藤 林 益 三	S51.05.25
08	岡 原 昌 男	S52.08.26
09	服 部 高 顯	S54.04.02
10	寺 田 治 郎	S57.10.01
11	矢 口 洪 一	S60.11.05
12	草 場 良 八	H02.02.20
13	三 好 達	H07.11.07
14	山 口 繁	H09.10.31
15	町 田 顯	H14.11.06

7. 憲法改正、法律、政令及び条約の公布（第7条第1号関係）

公布とは、すでに成立した法令について、国民一般に知らしめるための表示行為をいう。新旧憲法下での取扱いの違いは、以下のとおりである。

旧憲法下では、法令の公布は、天皇による裁可*がなされたことを意味したが、新憲法下では、天皇に裁可権はなく、内閣の助言と承認に拘束される。

旧憲法下では、諸法令の公布については、公式令（M40.2.1 勅令第6号）により、その形式が定められていたが、昭和22年の公式令廃止以後は、これに代わる法令が制定されていないことから、事実上の慣習として行われている。

旧憲法下では、公布に際して法令の冒頭に付される勅語は、その法令と一体のものであり、したがって、法令それ自体が勅語であった。これに対し、現在の公布文は、法令と一体のものとはされていない。

法律、政令（旧憲法下においては「勅令」）及び条約の新旧憲法下での公布形式は、以下のとおりである。

新旧憲法下の諸法令の公布形式

〔条 約〕	〔政 令〕	〔法 律〕	
平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 する。 条約をここに公布	平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 する。 政令をここに公布	平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 する。 法をここに公布す	新憲法下
昭和 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 テ 朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經 ニ之ヲ公布セシム 御名御璽 批准シ茲	昭和 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 朕 令ヲ裁可シ茲ニ 之ヲ公布セシム 御名御璽	昭和 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名 御名御璽 朕 帝国議會ノ協賛ヲ經 タル 法ヲ裁可シ茲 ニ之ヲ公布セシム 御名御璽	旧憲法下

【裁可】 帝国憲法下では、法律や予算の確定は天皇の権能であり、議会は、その権能を協賛する機関であった。したがって、裁可は法律や予算の成立要件であり、天皇が、議会を通過した法律を裁可しないことも可能であった。ただし、不裁可の実例はない。

8 . 国会の召集（第7条第2号関係）

国会の召集は、詔書によってなされる。国会の召集の期日は、内閣によって決定され、天皇は、その助言と承認に基づいて詔書を発する。

常会	毎年1回召集される。(憲法52条) 毎年1月中に召集されるのを常例とする。(国会法第2条)
臨時会	内閣の必要に応じ、また、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の求めに応じて召集される。(憲法第53条) 衆議院議員の任期満了に伴う総選挙又は参議院議員の通常選挙の後、30日以内に召集される。(国会法第2条の3)
特別会	衆議院解散に伴う総選挙の後、30日以内に召集される。(憲法第54条)

詔書の書式は、以下のとおりである。

〔特別会〕	〔臨時会〕	〔常会〕
<p>日本国憲法第七条及び第五十四条並びに国会法第一条によつて、平成 年 月 日に、国会の特別会を東京に召集する。 御名御璽</p> <p>平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名</p>	<p>日本国憲法第七条及び国会法第一条によつて、平成 年 月 日に、国会の臨時会を東京に召集する。 御名御璽</p> <p>平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名</p>	<p>日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によつて、平成 年 月 日に、国会の常会を東京に召集する。 御名御璽</p> <p>平成 年 月 日 内閣総理大臣 氏 名</p>

9. 衆議院の解散（第7条第3号関係）

衆議院の解散については、憲法第69条の規定により、衆議院において内閣不信任決議案を可決したとき又は内閣信任決議案が否決されたときは、内閣は、10日以内に総辞職をするか又は衆議院を解散しなければならないとされているが、任意の解散については、特に定めがない。

このため、解散の決定権の所在をめぐるっては、国会自律解散説、制度的内閣説等の諸説がある（詳細については、19ページを参照）が、いずれの説においても、天皇の権能は、名目的・形式的なものとなしている。

（1）衆議院解散の詔書

〔憲法第69条による解散の詔書〕	〔衆議院解散の詔書〕
<p>昭和二十三年十二月二十三日</p> <p>御名御璽</p> <p>内閣総理大臣 吉田 茂</p> <p>衆議院において、内閣不信任の決議案を可決した。よつて内閣の助言と承認により、日本国憲法第六十九条及び第七条により、衆議院を解散する。</p>	<p>日本国憲法第七条により、衆議院を解散する。</p> <p>御名御璽</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 氏 名</p>

憲法第69条による旨を明記した解散の詔書は、上記の一例のみである。

（2）衆議院解散の一覧

国会回次	解散年月日	内閣	備考
第4回	S23.12.23	第2次吉田内閣	同日、内閣不信任決議案可決
第14回	S27.08.28	第3次吉田内閣	
第15回	S28.03.14	第4次吉田内閣	同日、内閣不信任決議案可決
第21回	S30.01.24	第1次鳩山内閣	
第28回	S33.04.25	第1次岸内閣	
第36回	S35.10.24	第1次池田内閣	
第44回	S38.10.23	第2次池田内閣	
第54回	S42.12.27	第1次佐藤内閣	
第62回	S44.12.02	第2次佐藤内閣	
第70回	S47.11.13	第1次田中内閣	
第88回	S54.09.07	第1次大平内閣	
第91回	S55.05.19	第2次大平内閣	5.16 内閣不信任決議案可決
第100回	S58.11.28	第1次中曽根内閣	
第105回	S61.06.02	第2次中曽根内閣	
第117回	H02.01.24	第1次海部内閣	
第126回	H05.06.18	宮澤内閣	同日、内閣不信任決議案可決
第137回	H08.09.27	第1次橋本内閣	
第147回	H12.06.02	第1次森内閣	

10. 国会議員の総選挙の施行の公示（第7条第4号関係）

ここにいう「国会議員の総選挙」とは、衆議院議員の総選挙及び参議院議員の通常選挙を指すものと解されている。

選挙の施行の公示は、詔書をもってなされる（補欠選挙や再選挙は、「総選挙」に含まれないため、その公示は詔書によらない。）

（1）衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の施行公示の詔書

〔参議院議員通常選挙の施行の公示〕

〔衆議院議員総選挙の施行の公示〕

<p style="text-align: center;">御名御璽</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣 氏名</p> <p style="text-align: center;">日本国憲法第七条及び第四十六条並びに公職選挙法第三十二条によって、平成 年 月 日に、参議院議員の通常選挙を施行することを公示する。</p>	<p style="text-align: center;">御名御璽</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣 氏名</p> <p style="text-align: center;">日本国憲法第七条及び第五十条並びに公職選挙法第三十一条によって、平成 年 月 日に、衆議院議員の総選挙を施行することを公示する。</p>
--	--

（2）衆議院議員総選挙の一覧

総選挙 回次	施行公示 年月日	施行日	総選挙後の国会		備 考
			回次	召集日	
第23回	S22.03.31	S22.04.25	第1回	S22.05.20	4.20 参・通常選挙
第24回	S23.12.27	S24.01.24	第5回	S24.02.11	
第25回	S27.09.05	S27.10.01	第15回	S27.10.24	
第26回	S28.03.24	S28.04.19	第16回	S28.05.18	4.24 参・通常選挙
第27回	S30.02.01	S30.02.27	第22回	S30.03.18	
第28回	S33.05.01	S33.05.22	第29回	S33.06.10	
第29回	S35.10.30	S35.11.20	第37回	S35.12.05	
第30回	S38.10.31	S38.11.21	第45回	S38.12.04	
第31回	S42.01.08	S42.01.29	第55回	S42.02.15	
第32回	S44.12.07	S44.12.27	第63回	S45.01.14	
第33回	S47.11.20	S47.12.10	第71回	S47.12.22	
第34回	S51.11.15	S51.12.05	第79回	S51.12.24	任期満了に伴う総選挙
第35回	S54.09.17	S54.10.07	第89回	S54.10.30	
第36回	S55.06.02	S55.06.22	第92回	S55.07.17	同日、参・通常選挙
第37回	S58.12.03	S58.12.18	第101回	S58.12.26	
第38回	S61.06.21	S61.07.06	第106回	S61.07.22	同日、参・通常選挙
第39回	H02.02.03	H02.02.18	第118回	H02.02.27	
第40回	H05.07.04	H05.07.18	第127回	H05.08.05	
第41回	H08.10.08	H08.10.20	第138回	H08.11.07	
第42回	H12.06.13	H12.06.25	第148回	H12.07.04	

(3) 参議院議員通常選挙の一覧

通常選挙 回次	施行公示 年月日	施行日	通常選挙後の国会		備考
			回次	召集日	
第1回	S22.03.20	S22.04.20	第1回	S22.05.20	4.25 衆・総選挙
第2回	S25.05.04	S25.06.04	第8回	S25.07.12	
第3回	S28.03.24	S28.04.24	第16回	S28.05.18	4.19 衆・総選挙
第4回	S31.06.12	S31.07.08	第25回	S31.11.12	
第5回	S34.05.07	S34.06.02	第32回	S34.06.22	
第6回	S37.06.07	S37.07.01	第41回	S37.08.04	
第7回	S40.06.10	S40.07.04	第49回	S40.07.22	
第8回	S43.06.13	S43.07.07	第59回	S43.08.01	
第9回	S46.06.04	S46.06.27	第66回	S46.07.14	
第10回	S49.06.14	S49.07.07	第73回	S49.07.24	
第11回	S52.06.17	S52.07.10	第81回	S52.07.27	
第12回	S55.05.30	S55.06.22	第92回	S55.07.17	同日、衆・総選挙
第13回	S58.06.03	S58.06.26	第99回	S58.07.18	
第14回	S61.06.18	S61.07.06	第106回	S61.07.22	同日、衆・総選挙
第15回	H01.07.05	H01.07.23	第115回	H01.08.07	
第16回	H04.07.08	H04.07.26	第124回	H04.08.07	
第17回	H07.07.06	H07.07.23	第133回	H07.08.04	
第18回	H10.06.25	H10.07.12	第143回	H10.07.30	
第19回	H13.07.12	H13.07.29	第152回	H13.08.07	

【国会議員の総選挙という文言について】

これについては、GHQ から提示された憲法草案が一院制を採用していたのを、二院制に規定し直す際に見落とされたものだという説明がなされることがある。

しかし、『日本国憲法成立史 第3巻』（佐藤達夫著・佐藤功補訂／有斐閣 1994年）によると、昭和21年3月5日に閣議決定された案（3月5日案）には、「国会議員ノ総選挙ヲ行フヘキ旨ノ宣布」（164ページ）とあったのが、翌日に公表された憲法改正草案要綱（3月6日要綱）では、「衆議院議員ノ総選挙ヲ行フベキ旨ノ宣布」（189ページ）とあり、さらに、3月24日付の著者の手元にあったメモ（要綱二関スル問題 21.3.24）によれば、「四 参議院ノ改選ヲ行フベキ旨ノ宣布ハ如何（註釈があり、「衆議院ノ補欠選挙ト同ジ」という書き込みがある。）」と書かれている。（238ページ）となっており、最終的に4月13日付の草案（4月13日草案）で、「国会議員の総選挙の施行を公示すること」（337ページ）となったもので、「国会議員の総選挙」という文言についても検討された形跡がうかがえる。

実際、日本国憲法制定時（第90回帝国議会）には、参議院議員選挙法（第7回国会で現行の公職選挙法が制定されるまでの間は、国会議員の選挙に関する法律は、衆議院議員選挙法と参議院議員選挙法に分かれていた。）は、いまだ策定中であり、上記と併せてかんがみるに、「国会議員の総選挙」との文言を用いざるを得なかったものと思料される。

11. 国務大臣等の任免等の認証（第7条第5号関係）

内閣総理大臣以外の国務大臣及び法律によって定められている官吏の任免について、天皇は、内閣の助言と承認に基づき、その認証のみを行う。

国務大臣以外の法律によって定められる官吏は、以下のとおりである。

認証される官吏	根拠法
内閣官房副長官	内閣法第14条第2項
副大臣	国家行政組織法第16条第5項
内閣府の副大臣	内閣府設置法第13条
防衛庁の副長官	内閣府設置法第59条第4項
最高裁判所長官以外の最高裁判所判事	裁判所法第39条第3項
高等裁判所長官	裁判所法第40条第2項
検事総長	検察庁法第15条第1項
次長検事	
検事長	
検査官	会計検査院法第4条第4項
人事官	国家公務員法第5条第2項
宮内庁長官	宮内庁法第8条第2項
侍従長	宮内庁法第10条第2項
特命全権大使	外務公務員法第8条第1項
特命全権公使	
公正取引委員会委員長	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第29条第3項

認証の助言と承認は、憲法第6条に規定する内閣総理大臣及び最高裁判所長官の任命と同様、書面をもってなされる。内閣の助言と承認及び任免の辞令の書式は、以下のとおりである。

〔免官の辞令〕	〔任命の辞令〕	〔認証のための助言と承認〕
昭和 年 月 日 内閣 御名御璽 印	昭 和 年 月 日 内閣 御名御璽 印	昭 和 年 月 日 内閣総理大臣 氏名
願に依り本官を免する 氏名	に任命する 氏名	を人事官に任命するについて 右謹しんで裁可を仰ぎます。

本号に規定されている「全権委任状の認証」及び「大使及び公使の信任状の認証」については、便宜上、14. 全権委任状の認証等（第7条第5号関係）、批准書その他の外交文書の認証（第7条第8号関係）及び外国の大使等の接受（第7条第9号関係）にまとめた。

12. 恩赦の認証（第7条第6号関係）

恩赦とは、憲法第7条第6号が列記する「大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権」の総称で、行政権の作用によって、国家の刑罰権（裁判所の判決）の全部又は一部を消滅させることで犯罪者を赦免し、また、一定の罪について公訴権を消滅させる制度である。

恩赦は、古来、君主の恩恵と慈愛の表明として発達してきたものであり、旧憲法下では天皇大権に属していたが、現憲法下では、恩赦の決定権は内閣にあり（73条7号）、天皇は、その認証を行うのみである。

大赦の認証の書式及び特赦状の書式は、以下のとおりである。

（1）大赦の認証及び特赦状の書式

〔特 赦 状〕				〔大 赦 令〕			
昭 和 年 月 日	特 赦 せ ら る	氏 名 （ 特 赦 を 受 け る 者 の 氏 名 ）	昭 和 年 月 日	特 赦 状	昭 和 年 月 日	御 名 御 璽	大 赦 を 認 証 し、 大 赦 令 を こ こ に 公 布 す る。
法 務 大 臣 氏 名					内 閣 総 理 大 臣 氏 名		

特赦状への天皇の親署はない（減刑状、刑の執行の免除状及び復権状も同様）。

（2）恩赦の事例（S20～）

	恩赦の事由	大赦令	特赦	減刑令	特別減刑	刑の執行免除	復権令	特別復権
S20.10.17	大東亜戦終結							
S21.11.03	日本国憲法公布							
S22.11.03	修正恩赦							
S27.04.28	平和条約発効							
S27.11.10	皇太子立太子式							
S31.12.19	国際連合加盟							
S34.04.10	皇太子御成婚							
S43.11.01	明治100年記念							
S47.05.15	沖縄復帰							
H01.02.24	昭和天皇大喪の礼							
H02.11.12	即位の礼							
H05.06.09	皇太子御成婚							

大赦、減刑及び復権は「政令（日本国憲法施行前は「勅令）」により、また、特赦、特別減刑、刑の執行免除及び特別復権は「内閣指令」により行われている。

13. 栄典の授与（第7条第7号関係）

栄典（現憲法下では、「位階」及び「勲章」を指す。）の授与は、恩赦と同様、古来より君主の栄光を現わすものとして発達してきたものである。

憲法は、恩赦については、第73条第7号により、その決定権が内閣にあることを明記し、天皇は、それを認証するのみとしているのに対し、栄典の授与については、それ自体を天皇の行為と定めている。ただし、栄典授与の具体的決定権は、内閣にある。

栄典については、憲法第14条に、華族その他の貴族の制度は、認めないこと（2項） 栄典の授与は、いかなる特権も伴わないこと（3項）及び栄典の効力は、それを受けた者一代に限られること（同）が定められているが、その詳細を定める法律（栄典法）は、過去、3回にわたり内閣から国会に提出されたものの、いずれも不成立に終わったため、いまだ制定されていないのが現状である（「栄典法案」については、関係法規集23ページに参考掲載）。このため、現在でも、ほぼ旧憲法下の様式のままに行われている。

（1）栄典制度に関するこれまでの主な流れ

日付	事項
S21.05.03 11.03	閣議、生存者叙勲の停止を決定 日本国憲法公布
S22.05.03	日本国憲法施行 内閣官制の廃止等に関する政令公布（貴族院令、公式令、金鷄勲章叙賜条令等廃止、位階令一部改正される）
S23.06.10 10.15	第2回国会に栄典法案提出（衆議院7.1可決 参議院審査未了） 閣議、「文化勲章授与に関する件」決定（文化の日に文化勲章を授与）
S26.04.03	文化功労者年金法公布
S27.12.17	第15回国会に栄典法案提出（衆議院審査未了）
S28.09.18	閣議、「生存者に対する叙勲の取扱に関する件」決定（生存者叙勲の一部復活）
S30.01.22 12.13	褒章条例改正（黄綬・紫綬褒章増設）公布 内閣に臨時栄典制度審議会設置（～S31.2）
S31.04.10	第24回国会に栄典法案提出（衆議院継続審査、第25回国会審査未了）
S38.07.12	閣議、「生存者叙勲の開始について」「勲章、記章、褒章等の授与及び伝達式例」決定
S39.01.07 4.21 4.25 7.01	閣議、「戦没者の叙位及び叙勲について」決定 閣議、「叙勲基準」決定（4.28勲章等着用規程告示） 第1回戦没者叙勲の発令（4.29第1回生存者叙勲の発令） 総理府に賞勲局設置（内閣官房賞勲部廃止）
S45.10.16	閣議、「戦没者に対する賜杯について」決定
S53.06.20	閣議、「勲章及び文化勲章各受賞者の選考手続について」決定
H12.09.26	内閣に栄典制度の在り方に関する懇談会設置（10.5第1回会合）
H13.10.29	栄典制度の在り方に関する懇談会、報告書を提出
H14.08.07	閣議、「栄典制度の改革について」決定

『ジュリスト 933号』資料集成・象徴天皇制、内閣府ホームページ等により作成

(2) 勲章等の種類等

ア 勲章の種類及び授与対象

種 別	等 級 等	授与対象
菊 花 章	大勲位菊花章頸飾	国家又は公共に対し功労のある者
	大勲位菊花大綬章	
旭 日 章	勲一等 旭日桐花大綬章	
	勲一等 旭日大綬章	
	勲二等 旭日重光章	
	勲三等 旭日中綬章	
	勲四等 旭日小綬章	
	勲五等 双光旭日章	
	勲六等 単光旭日章	
	勲七等 青色桐葉章	
勲八等 白色桐葉章		
宝 冠 章	勲一等 ~ 勲八等	文化の発達に関し顕著な功績のある者
瑞 宝 章	勲一等 ~ 勲八等	
文化勲章	単一級(等級は設けられていない)	

平成 15 年秋の叙勲からは、「栄典制度の改革について (H14.8.7 閣議決定)」により、以下のように改められることとなる。

1. 瑞宝章は、公共的な事業に長年にわたり従事して功労を積み重ね、成績を挙げた者に授与する。
2. 旭日章は、功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者に授与する。
3. 旭日章、瑞宝章及び宝冠章は、勲七等及び勲八等を廃止し 6 段階に整理の上、名称を以下のように改める。
旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章
瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章、瑞宝単光章
宝冠大綬章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章
4. 旭日章及び瑞宝章は、男女に共通して授与される勲章とする。
5. 勲一等旭日桐花大綬章は、旭日大綬章又は瑞宝大綬章の授与対象者のうち、功労が特に顕著な者に授与し、名称を桐花大綬章に改める。
6. 上記の他、授与候補者の選考方法、授与基準等を見直す。

イ 褒章の種類及び授与対象

種 別	授 与 対 象
黄 綬 褒 章	業務に精励し衆民の模範である者
紫 綬 褒 章	学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい者
藍 綬 褒 章	公衆の利益を興した方又は公同の事務に尽力した者
紅 綬 褒 章	自己の危難を顧みず人命を救助した者
緑 綬 褒 章	孝子、順孫、節婦、義僕など徳行卓絶な者
紺 綬 褒 章	公益のため私財を寄附した者等

平成 15 年秋の叙勲からは、「栄典制度の改革について (H14.8.7 閣議決定)」により、授与対象の拡大、授与の要件緩和、受賞者数の増加、年齢制限の撤廃等が図られることとなる。

(3) 位階

位階は、位階令（T15.10.21 勅令第 325 号）によって定められている。

位階は、正一位から従八位までの 16 段階となっており、国家に勲功のある者又は表彰すべき功績のある者に対して授与されることとなっている。

(4) 勲章及び位階の授与の書式

〔位 階〕	〔勲 章〕
<p style="text-align: center;">位記</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">正四位に叙する</p> <p style="text-align: center;">御璽</p> <p style="text-align: center;">昭和年月日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣 氏名</p>	<p style="text-align: center;">勲記</p> <p style="text-align: center;">日本国天皇は勲等を氏名を勲一等に叙し章を授与する</p> <p style="text-align: center;">昭和年月日皇居においてみづから名を署し璽をおさせる</p> <p style="text-align: center;">御名御璽</p> <p style="text-align: center;">昭和年月日</p> <p style="text-align: center;">内閣総理大臣 氏名</p> <p style="text-align: center;">総理府賞勲局長 氏名</p> <p style="text-align: center;">印印</p>

14 . 全権委任状の認証等(第7条第5号関係)、批准書その他の外交文書の認証(同条第8号関係)及び外国の大使等の接受(同条第9号関係)

憲法上、外交関係の処理権及び条約の締結権は、内閣にあることから(73条2号及び3号)全権委任状を発する等の権限は、すべて内閣の権限である。天皇は、内閣の助言と承認に基づき、内閣の決定を認証するにすぎない。

(1) 全権委任状の認証(第7条第5号関係)

全権委任状とは、特定の条約の締結等の任務のために外国に派遣される使節に対し、その全権を委任する文書を指す。

全権委任状の書式は、以下のとおりである。

昭和 年 月 日 東京 皇居において 御名御璽 内閣総理大臣 氏 名 外務大臣 氏 名 印 印	(以下五名略) 内閣総理大臣 吉田 茂 外務大臣 吉田 茂	日本国天皇裕仁は、この書を見る各位に宣示する。 日本国政府は、昭和二十六年九月四日からアメリカ合衆国サン・フランシスコ市において開催される平和条約に署名するための国際会議における日本国全権委員として を任命し、この会議に参加する諸国の全権委員とともに、各別に、又は共同して、議事に参加し、且つ、この会議において作成せられるすべての国際的文書に署名調印する全権を与える。これらの文書は、国会の承認を経て批准するため、日本国政府に提出せられるべきものとす る。 ここに、日本国憲法の規定に従い、これを認証し、その証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしめる。 昭和 年 月 日 東京 皇居において 御名御璽 内閣総理大臣 氏 名 外務大臣 氏 名 印 印
--	-------------------------------------	--

上記は、サンフランシスコ平和会議の事例である。

(2) 大使及び公使の信任状の認証(同上)

大使及び公使の信任状とは、外国に駐在する大使及び公使に対して信任を表示する文書を指す。

信任状の認証の書式は、以下のとおりである。

昭和 年 月 日 御名御璽 内閣総理大臣 氏 名 外務大臣 氏 名 印 印	閣下 日本国天皇裕仁 国大統領 閣下	日本国政府は、日本国と 国との間に存在する友好親睦関係を維持増進せんことを期し、 を日本国の特命全権大使に任命し、貴大統領の下に駐割せしむ。茲に、日本国憲法の規定に従い、本書を以て之を認証す。 は、人格高潔、職務に忠実にして才幹あり、能く其の重任を全うして閣下の信倚に背くことなかるべし、同人が日本国の名において閣下に以聞する所あるにおいては、全幅の憑信を賜わらんとを望む。 此の機会に、閣下の慶福と貴国の隆盛とを祈る。 昭和 年 月 日 御名御璽 内閣総理大臣 氏 名 外務大臣 氏 名 印 印
---	--------------------------	---

(3) 批准書の認証(第7条第8号関係)

批准は、国際法上、調印された条約に対し、締約国の元首がこれを閲覧点検して承認する行為であって、批准を要する条約においては、批准又は批准書の交換・寄託がその効力の発生要件となっている。こうしたことから、批准は、条約締結権を有する機関が行うものであり、また、元首の対外代表権の現われと解される。

我が国の場合、憲法第73条第3号の規定により、条約の締結権の所在は内閣であることから、当然に、批准を行う機関も内閣ということになる。天皇は、あくまでも内閣の助言と承認に従って、その認証を行っているにすぎない。

批准書の認証の書式は、以下のとおりである。

御名御璽 内閣総理大臣 外務大臣 氏 氏 名 名 印 印	昭和 年 月 日 奈良において	日本国天皇裕仁は、この書を見る各位に宣示する。 日本国政府は、日本国の全権委員が連合国の全権委員とともに千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名した日本国との平和条約を閲覧点検し、これを批准する。 ここに日本国憲法の規定に従い、これを認証し、その証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしめる。
---	------------------------	--

上記は、平和条約の事例である。

(4) その他の外交文書の認証(同上)

批准書以外の法律の定めるその他の外交文書は、以下のとおりである。

認証を要する外交文書		根 拠 法
大使及び公使の解任状	外国に駐在している大使及び公使の任を解くためのもの	外務公務員法第9条
領事官の委任状	外国に駐在する領事官に対して委任を表示するもの	
外国の領事官に交付する認可状	日本に駐在する外国の領事官に対して認可を表示するもの	外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律

それぞれの書式は、次ページのとおりである。

ア 解任状の書式

日本国天皇裕仁 国皇帝 陛下	日本国政府は、曩に日本国の特命全権公使として陛下の下に駐劄せしめたるを以て、 茲に、日本国憲法の規定に従い、本書を以て之を認証す。 の陛下の下に在るや、能く其の任を盡し、両国の交誼をして益深厚ならしむるに勉め、為に陛下の殊遇を蒙りしは、欣快に堪へざる所なり。 此の機会に、陛下に対し不渝の友情と至高の敬意を表す。 昭和 年 月 日 御名御璽	内閣総理大臣 氏名 外務大臣 氏名 印
-------------------	---	---------------------------

イ 委任状の書式

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。 日本国政府は、の才幹、勤勉、誠実を篤信し、茲に、之を 国に駐在する日本国の領事に任じ、日本国の法令に準拠して、其の職務を執行することを命ず。 日本国政府は、日本国民に命ずるに右日本国領事の職権を承認し、其の委任たる職務の執行上適法に施為する所の一切の行為に対し至当の服従を為すべきことを以てす。 日本国政府は、 国政府の右の 駐在日本国領事たることを公認し、地方官をして之に其の職務の執行上有ゆる適當の擁護補助を加へ、且正当に其の官職に属すべき一切の榮譽、特権、免除を与へしめられんことを要望す。 茲に、日本国憲法の規定に従い、之を認証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。 昭和 年 月 日 御名御璽	内閣総理大臣 氏名 外務大臣 氏名 印
--	---------------------------

ウ 認可状の書式

日本国天皇裕仁此の書を見る有衆に宣示す。 日本国政府は、茲に、陛下の 年 月付の委任状を閲し、 氏を東京駐在 国名誉領事に任ぜられたる旨を領す。 因て、同氏を右の資格に於て認証し、其の職務を行うに關する特殊待遇を得るを允可す。各位は、此の認可状の旨を体し、以て 氏の職務執行上一切適當の補助を供与すべし。 茲に、日本国憲法の規定に従い、之を認証し、其の証拠として、親しく名を署し、璽を鈐せしむ。 昭和 年 月 日 御名御璽	内閣総理大臣 氏名 外務大臣 氏名 印
--	---------------------------

これらの文書は、いずれにおいても、天皇自身の発する外交文書であるかのような体裁がとられており、対外的に、天皇が日本の元首であるかのような印象を与えることとなっていることから、適當ではないとする論者がある。

(5) 外国の大使等の接受(第7条第9号関係)

接受とは、我が国に駐在するため、派遣される各国の大使及び公使の着任に当たり、これを儀礼的に接見する行為をいう。

国際法上、外国使節の接受とは、駐在国の元首が派遣国の求めに応じてアグレマン(派遣国がその人物を派遣することについて、異議なく受け入れる旨の意思表示)を与え、かつ、その着任に当たり、派遣国の元首の発する信任状を受け取る行為のことである。アグレマンは、(4)の「外国の領事官に交付する認可状」の形式でなされている。

我が国においては、外交処理権は内閣にあることから、天皇にアグレマンを与え、かつ、信任状を受け取る権能は存しないと解される。したがって、天皇が国事行為として行っている「接受」は、事実行為として儀礼的に外交使節を接見することを意味している。

しかしながら、実際には、信任状は天皇に対して発せられ、外交使節の着任に当たって天皇に捧呈されている。

15. 儀式の主宰（第7条第10号関係）

儀式とは、天皇が象徴としての地位にふさわしい国家的な儀式をいう。憲法が「儀式を行ふ」と規定していることから、ここにいう「儀式」とは、天皇が主体となって執り行う儀式のことと解され、国会の開会式など、他の機関が行う儀式に天皇が出席することは、含まれないとされる（政府は、このような儀式への出席を「公的行為」と解している。）また、天皇が主宰する儀式であっても、天皇ないし皇族の私的な儀式は含まれない。

こうしたことから、「儀式」とは、皇室典範の定める即位の礼（24条）、大喪の礼（25条）、立太子式（22条）ということになるというのが定説である。

（1）天皇の主宰する儀式のうち、国の儀式とされた特別な儀式

儀 式	年月日	備 考
立太子礼 皇太子成 成年式	S27.11.10	皇太子明仁親王が皇太子であることを内外に宣明する「立太子の礼」及び成年に達したことを表明する「成年式」を皇居において挙行された。 立太子の礼宣制の儀、皇太子成年式加冠の儀、朝見の儀は同月10日、宮中饗宴の儀は同月12日から3日間、それぞれ国事行為たる儀式として行われたのをはじめ、一連の儀式が行われた。
皇太子結 婚の儀	S34.04.10	結婚の儀及び朝見の儀は、同月10日、また、宮中祝宴の儀は同月13日から3日間、それぞれ国事行為たる儀式として皇居において行われたのをはじめ、一連の儀式及び行事が行われた。
剣璽等承 継の儀	S64.01.07	天皇が皇位を継承したあかしとして剣璽、御璽及び国璽を承継するもので、皇居において、国事行為たる儀式として行われた。
即位後朝 見の儀	H01.01.09	天皇が即位後初めて公式に三権の長をはじめ国民の代表に接見するもので、皇居において、国事行為たる儀式として行われた。
昭和天皇 大喪の礼	H01.02.24	昭和天皇崩御に伴い、新宿御苑において、国事行為たる儀式として行われた。また、同日、斂葬の儀（葬場殿の儀、陵所の儀）など一連の昭和天皇大喪儀の儀式が皇室の行事として行われた。
即位の礼	H02.11.12	天皇が即位を公に宣明するとともに、その即位を内外の代表がことほぐものとして、「即位礼正殿の儀」が皇居において、国事行為たる儀式として行われた。 即位礼正殿の儀の終了後、広く国民に即位を披露し、祝福を受ける「祝賀御列の儀」が皇居から赤坂御所までの間において、国事行為たる儀式として行われた。 その後、天皇がご即位を披露し、祝福を受ける「饗宴の儀」が、平成2年11月12日から15日までの4日間、皇居において、国事行為たる儀式として行われた。
立太子礼	S03.03.02	徳仁親王が皇太子であることを内外に宣明する「立太子の礼」を皇居で挙行した。また、「立太子宣明の儀」及び「朝見の儀」が同月23日、「宮中饗宴の儀」が同月24・25日、それぞれ国事行為たる儀式として行われたほか、一連の儀式が行われた。
皇太子結 婚の儀	H05.06.09	皇太子徳仁親王の「結婚の儀」及び「朝見の儀」は、6月9日、また、「宮中饗宴の儀」は、同月15日から3日間、それぞれ国事行為たる儀式として行われたほか、一連の儀式及び行事が行われた。

この表の作成に当たっては、宮内庁ホームページを参考にした。

(2) 天皇又は皇室の儀式

区 分	儀 式	戦前の儀式と法的根拠	
国事行為たる儀式	新年祝賀の儀（1月1日）	新年朝賀の儀	皇室儀制令
国事行為の一環としてその一部をなす儀式	1 親任式 2 信任状捧呈式 3 勲章親授式	親任式 信任状捧呈式 親授式	皇室儀制令 " "
国事行為に伴う儀式	1 認証官任命式 2 文化勲章伝達式	親任式	皇室儀制令
その他の恒例的な儀式又は行事	1 新年一般参賀 2 新年宴会（1月5日） 3 講書始の儀（1月上旬） 4 歌会始の儀（1月中旬） 5 天皇誕生日祝賀（12月23日） 6 皇后誕生日祝賀（10月20日） 7 園遊会（春・秋） 8 外国の元首・王族との会見 9 外国の首相・大使等に対する引見	新年宴会 講書始の式 歌会始の式 天長節の式 地久節の式 観桜会 観菊会	皇室儀制令 " " " 慣 習 "
臨時に行われた特別な儀式 （1）に収録した儀式を除いたもの	1 貞明皇太后大喪儀 2 雍仁親王（秩父宮）葬儀 3 正仁親王成年式 4 正仁親王結婚式 5 寛仁親王成年式 6 宜仁親王成年式 7 憲仁親王成年式 8 徳仁親王成年式 9 寛仁親王結婚式 10 憲仁親王結婚式 11 文仁親王成年式 12 宣仁親王（高松宮）葬儀 13 文仁親王結婚式 14 香淳皇太后大喪儀 15 憲仁親王（高円宮）葬儀	大喪儀 皇族葬儀 親王成年式 親王結婚式 親王成年式 " " " " 親王結婚式 " 親王成年式 皇族葬儀 親王結婚式 大喪儀 皇族葬儀	皇室葬儀令 " 皇室成年式 皇室親族令 皇室成年式 " " " " 皇室親族令 " 皇室成年式 皇室葬儀令 皇室親族令 皇室葬儀令 "
「公的」とされる儀式	1 国会の開会式 2 国民体育大会開会式 3 日本学士院賞授賞式 4 日本芸術院賞授賞式 5 全国戦没者追悼式（8月15日）	帝国議会開院式・閉院式	皇室儀制令
戦後行われなくなったもの		紀元節の式 明治節の式 解任状捧呈式 親補式	皇室儀制令 " " "

『ジュリスト 933号』掲載の「資料集成・象徴天皇制」（国立国会図書館：齋藤憲司）によった。

(3) 天皇又は皇室の祭祀

祭 祀	祭祀の区分及び期日	戦前の祭祀と法的根拠	
四方拝	儀式 1月1日	四方拝	皇室祭祀令
歳旦祭	小祭 1月1日	歳旦祭	"
元始祭	大祭 1月3日	元始祭	"
奏事始	行事 1月4日	政始の儀	皇室儀制令
昭和天皇祭	大祭 1月7日	先帝祭	皇室祭祀令
孝明天皇例祭	小祭 1月30日	先帝以前三代の例祭	"
祈年祭	小祭 2月17日	祈年祭	"
春季皇霊祭	大祭 春分の日	春季皇霊祭	"
春季神殿祭			
神武天皇祭	大祭 4月3日	神武天皇祭	"
皇霊殿御神楽	行事 4月3日	皇霊殿御神楽	慣 習
香淳皇后例祭	小祭 6月16日	先后の例祭	皇室祭祀令
節折	行事 6月30日	節折	慣 習
大祓		大祓	
明治天皇例祭	小祭 7月30日	先帝以前三代の例祭	皇室祭祀令
秋季皇霊祭	大祭 秋分の日	秋季皇霊祭	"
秋季神殿祭			
神嘗祭	大祭 10月17日	神嘗祭	"
新嘗祭	大祭 11月23日	新嘗祭	"
賢所御神楽	小祭 12月中旬	賢所御神楽	"
天長祭	小祭 12月23日	天長節祭	"
大正天皇例祭	小祭 12月25日	先帝以前三代の例祭	"
節折	行事 12月31日	節折	慣 習
大祓		大祓	

戦前は上記に加え、紀元節際(大祭 2月11日)が皇室祭祀令により行われていた。

『ジュリスト 933号』掲載の「資料集成・象徴天皇制」(国立国会図書館：齋藤憲司)によった。

旧憲法下においては、皇室典範以下の皇室法は、憲法から独立した法体系であったが、日本国憲法の制定により、皇室法も憲法の下位法として制定されることになり、その結果として、皇室儀制令、皇室祭祀令等は、憲法と折り合う余地がなくなり、廃止された。このため、現在行われている祭祀等は、すべて慣習によって行われているものである。

16. 皇室経済等（第8条及び第88条関係）

(1) 第8条の趣旨等

第8条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

本条は、皇室と国民との間の財産授受を国会の議決にかからしめることで、皇室と国民の一部との間に、財産授受を通して特別の経済的關係が生じること防止することにある。ただし、以下の場合には、国会の議決を要しない。

皇室経済法第2条は、財産授受について国会の議決を経る必要のない場合を以下のように定める。

相当の対価による売買等通常の私的経済行為に係る場合

外国交際のための儀礼上の贈答に係る場合

公共のためになす遺贈又は遺産の賜与に係る場合

毎年4月1日から翌年3月31日までの期間内に、皇室がなす賜与又は譲受に係る財産の価額が別に法律で定める一定額に達するまでの場合

皇室経済法施行法第2条は、の「別に法律で定める一定額」を以下のように定める。

天皇、皇后、皇太子等の内廷費を受ける皇族

賜与の価額：1800万円 譲受の価額：600万円

以外の皇族

賜与及び譲受の価額ともに160万円（成年に達しない皇族は、35万円）

上記以外の場合には、本条の規定により、国会の議決を要することとなる。

国会の議決は、内閣より「日本国憲法第8条の規定による議決案」の件名で国会に付議される。本議決案の提出の事例は、以下のとおりである。

国会回次	提出	衆議院可決	参議院可決	備考
第1回	S22.08.11	S22.08.29	S22.09.18	災害罹災者への見舞金等が皇室経済法施行法に定められている価額を超えることが明らかであるので、あらかじめ予定価額を一括して議決を求めた
第2回	S23.06.21	S23.06.26	S23.06.29	
第5回	S24.04.14	S24.04.19	S24.04.20	
第7回	S25.02.20	S25.03.07	S25.03.10	
第10回	S26.01.25	S26.02.22	S26.02.28	
第12回	S26.10.19	S26.10.30	S26.11.02	貞明皇后から受継がれる遺金を救済事業の資に充てるため
第15回	S27.11.24	S27.12.09	S27.12.23	高松宮が福島県内に所有の宅地、山林等を同県に賜与するため
第31回	S34.02.24	S34.03.06	S34.03.13	皇太子の結婚(4.10)に当たり、3.21～4.30の間、内閣の定める基準により贈与される物品を譲り受けすることができるとするため
第118回	H02.06.15	H02.06.19	H02.06.26	即位の礼(11.12)に当たり、皇室が本年12.31までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与し、また、11.1～12.20までの間において、内閣の定める基準により贈与される物品を譲り受けすることができるとするため
第126回	H05.04.20	H05.04.22	H05.04.28	皇太子結婚(6.9)に当たり、社会福祉事業の資に充てるため500万円以内を賜与し、また、婚姻を祝するために贈与される物品を譲り受けすることができるとするため

(2) 第88条の趣旨等

第88条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

本条は、第8条とともに、皇室財政の民主化を図り、皇室財政を国会の統制下に置こうとするものである。

皇室費は、毎年の予算に計上し、国会の議決を経なければならない。

【皇室関係予算の推移】

(当初予算額 単位：万円)

年度	皇 室 費				宮内庁費	合 計
	内 廷 費	宮 廷 費	皇 族 費	計		
S 22	733	2,870	4,988	8,591	1,626	10,217
25	2,800	8,104	341	11,245	15,203	26,448
30	3,800	22,281	855	26,936	31,541	58,477
35	5,000	41,129	1,350	47,479	55,308	102,787
40	6,800	381,070	3,875	391,745	108,754	500,499
45	9,500	168,439	5,229	183,168	191,703	374,871
50	16,700	187,626	10,251	214,577	474,932	689,509
55	20,500	242,648	12,730	275,878	624,454	900,332
60	25,700	249,128	21,098	295,926	770,486	1,066,412
61	25,700	251,588	21,264	298,552	784,087	1,082,639
62	25,700	246,799	21,264	293,763	824,456	1,118,219
63	25,700	254,156	21,736	301,592	826,289	1,127,881
H 01	25,700	450,130	21,901	497,731	854,178	1,351,909
02	29,000	593,373	25,149	647,522	911,337	1,558,859
03	29,000	534,419	29,403	592,822	967,640	1,560,462
04	29,000	697,438	29,675	756,113	1,024,019	1,780,132
05	29,000	421,658	29,675	480,333	1,050,958	1,531,291
06	29,000	469,854	29,675	528,529	1,111,635	1,640,164
07	29,000	524,066	29,946	583,012	1,109,645	1,692,657
08	32,400	575,052	30,653	638,105	1,119,789	1,757,894
09	32,400	609,461	30,653	672,514	1,163,980	1,836,494
10	32,400	606,291	30,653	669,344	1,170,136	1,839,480
11	32,400	628,964	30,653	692,017	1,196,798	1,888,815
12	32,400	642,475	30,653	705,528	1,189,179	1,894,707
13	32,400	698,651	30,795	761,846	1,153,241	1,915,087
14	32,400	637,806	31,080	701,286	1,210,649	1,911,935
15	32,400	636,193	29,768	698,361	1,146,129	1,844,490

宮内庁要覧等により作成

宮内庁費は、皇室の事務をつかさどる宮内庁の運営のための費用である。

平成15年の額は、平成15年度一般会計予算に計上されている額を記載した。

皇室費は、皇室経済法第3条により、内廷費、宮廷費及び皇族費に分けられる。内廷費及び皇族費の金額は、皇室経済法施行法第7条及び第8条に定める(宮廷費は、皇室経済法第5条により、宮内庁の経理となる。)

なお、内廷費及び皇族費は、所得税法第9条第12号の規定により、非課税である。また、相続税法第12条第1号の規定により、皇位継承の際、皇位と

ともに皇嗣が受けた物については課税されない。

【皇室費の区分及び用途】

<p>【内廷費】定額：3億2400万円 内廷にある皇族（天皇、皇后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫等）の皇族の日常の費用その他内廷諸費に充てる。（御手元金）</p>
<p>【宮廷費】 内廷諸費以外の宮廷諸費に充てる。（公金）</p>
<p>【皇族費】定額：3050万円 内廷にある皇族以外の皇族に対し、皇族としての品位保持の資に充てるため、年額により毎年支出する。同様の理由から、皇族が初めて独立の生計を営む際に一時金額により支出する。皇族であった者としての品位保持の資に充てるため、皇族がその身分を離れる際に一時金額により支出する。皇族の区分、独立の生計か否か等により、上記の定額に定率を乗じた金額が支出される。</p>

（3）国有財産としての皇室財産

皇室財産は、戦後の皇室財産の解体に伴い、純然たる私有財産以外の皇室財産は、すべて普通の国有財産として国に移管されることとなった。

【昭和22年に国有財産に払い下げられた皇室財産】

普通の国有財産となったもの		皇室用財産とされたもの	
名 称	土地面積(㎡)	名 称	土地面積(㎡)
高輪御料地	11,273	皇居	881,803
常盤松第二御料地	4,513	赤坂離宮	640,764
四谷第二御料地	33,506	常盤松御用邸	19,822
落合御料地	11,242	高輪南町御用邸	39,523
高田第一～第五御料地	215,913	葉山御用邸	130,067
新宿御苑	356,324	沼津御用邸	154,927
紀尾井町第三御料地	9,629	那須御用邸	12,253,914
三番町第一～第三御料地	24,325	京都御所 (大宮、仙洞御所を含む。)	201,581
喜多見第一御料地	110,906	桂離宮	65,165
各府県神社	1,096,826	修学院離宮	569,748
日光御用邸及び同水源地	42,613	正倉院	89,994
田母沢御用邸及び同附属地	107,085	東宮御仮寓所(建物のみ)	1,243
塩原御用邸	51,168	下総御料牧場	5,238,123
伊香保御用邸	248,905	新浜鴨場	324,145
新冠御料牧場	170,845,118	埼玉鴨場	116,142
京都山科第一～第三御料地	10,803	陵墓	6,561,040
鎌倉第二御料地	4,680		
計	174,173,556	計	27,187,192

平成14年度末の皇室財産の土地面積は、24,658,904㎡となっている。

払い下げを免れた皇室財産は、国有財産法第3条第2項第3号に規定する国有財産となった。

国有財産法は、第13条第2項で皇室財産とする目的で寄附若しくは交換により財産を取得し、又は皇室用財産以外の国有財産を皇室財産としようとする場合には、国会の議決を必要とすることとしており、ここでも、皇室と国民の一部との間の財産授受を通じた特別な経済的關係が生じることを防止してい

る。ただし、当該財産の価額が 3000 万円以上である場合を除き、一会計年度内に取得する財産の価額の合計額が 3 億円に達するまでの間は、国会の議決を要しないこととなっている。

国会の議決は、内閣より「国有財産法第 13 条第 2 項の議決に基づき、国会の議決を求めるの件」の件名で国会に付議される。本議決案の提出の事例は、以下のとおりである。

国会回次	提出	衆議院可決	参議院可決	備 考
第 8 回	S25.07.27	S25.07.29	S25.07.30	葉山御用邸附属地の用途廃止
第 9 回	S25.12.05	S25.12.07	S25.12.08	四条帝陵墓の敷地の一部を中学校及び高等学校の用地とする
第 13 回	S27.04.15	S27.04.26	S27.05.16	千代田グラウンドを皇居外苑の一環として整備運営する
第 16 回	S28.07.16	S28.07.21	S28.07.24	正倉院宝物の保存を目的として新築された新宝庫を皇室用財産として管理するため
	S28.07.16	S28.07.21	S28.07.24	皇居内吹上御文庫の増築及び修理のため
第 19 回	S29.02.08	S29.03.06	S29.02.26	参議院先議 正倉院保存修理室を皇室用財産として取得するため
第 25 回	S31.11.13	S31.12.04	S31.12.03	参議院先議 仮宮殿として使用中の宮内庁庁舎 3 階部分を皇室用財産として取得する等のため
第 26 回	S32.04.09	S32.04.19	S32.05.15	皇居内仮宮殿及び平河橋の工事等、火災で焼失した京都御所内の小御所の復元のため
第 29 回	S33.06.18	S33.07.08	S33.07.04	参議院先議 皇居に参観人休憩所を設置、東宮御所の新築等のため
第 31 回	S34.02.17	S34.02.27	S34.03.13	皇居内の敷地の舗装、正倉院第二新宝庫の新築及び皇室用財産としての取得のため
第 34 回	S35.03.23	S35.04.15	S35.04.27	天皇皇后の住居の増築のため
第 40 回	S37.03.19	S37.04.06	S37.04.23	葉山御用邸の暖房設備の新設、皇居内に生物標本室を新築、皇居付属庭園施設整備計画による建物新築のため
第 43 回	S38.01.31	S38.05.23	S38.02.20	参議院先議 二重橋の架け替え、病院の新設等のため
第 46 回	S39.02.11	S39.04.03	S39.02.21	参議院先議 厚生省所管の公共用財産の宮内庁への移管のため
第 65 回	S46.02.04	S46.04.22	S46.02.24	参議院先議 宣仁親王(高松宮)邸の建設用地として大蔵省所管の普通財産を宮内庁所管の皇室用財産に移管するため
第 108 回	S62.04.28	S62.05.14	S62.05.22	故宣仁親王(高松宮)所有の財産を遺贈により皇室用財産として取得するため

17. 皇室会議及び皇室経済会議

皇室会議及び皇室経済会議は、ともに皇室関係の重要事項を審議・議決するための行政機関の一種であるが、内閣の所管に置かれていないなど、国家機関上の位置づけは、必ずしも明確ではない。

(1) 皇室会議

皇室会議は、皇位継承順位の変更等、皇室典範の規定する重要事項について審議・議決する機関であり、その構成等については、皇室典範第5章（皇室会議）に規定されている。

【皇室会議の構成及び審議事項】

議 員 10名	予備議員 10名	審議事項
皇 族(2名)	皇 族(2名)	皇位継承の順序の変更 (皇室典範3条) 立后及び皇族男子の結婚 (同10条) 皇族の身分の離脱 (同11条、13条及び14条) 摂政の設置及び廃止 (同16条及び20条) 摂政の就任順序の変更 (同18条)
衆議院議長	衆議院議員(2名)	
衆議院副議長		
参議院議長	参議院議員(2名)	
参議院副議長		
内閣総理大臣(議長)	内閣総理大臣臨時代理に 指定された国務大臣	
宮内庁長官	宮内庁次長	
最高裁判所長官	最高裁判所裁判官(2名)	
最高裁判所裁判官(1名)		

過去、皇室会議が開催された際の審議事項は、初回の昭和22年10月13日の11宮家の皇籍離脱のほかは、いずれも皇族男子の結婚についてである。

(2) 皇室経済会議

皇室経済会議は、内廷費及び皇族費の定額の変更等、皇室経済法の規定する重要事項について審議・議決する機関であり、その構成等については、皇室経済法第8条から第11条に規定されている。

【皇室経済会議の構成及び審議事項】

議 員 8名	予備議員 8名	審議事項
衆議院議長	衆議院議員(2名)	内廷費の定額の変更 (皇室経済法4条) 皇族費の定額の変更 (同6条) 独立の生計を営むことの認定 (同6条) 皇族の身分離脱の際の一時 金額の認定 (同6条)
衆議院副議長		
参議院議長	参議院議員(2名)	
参議院副議長		
内閣総理大臣(議長)	内閣総理大臣臨時代理に 指定された国務大臣	
財務大臣	財務事務次官	
宮内庁長官	宮内庁次長	
会計検査院長	検査官	

18.王室制度(類似の制度を含む)を保有する国家(2002.12現在)

1.アジア

正式国名	備考
アラブ首長国連邦	<ul style="list-style-type: none"> ・大統領制を採るが、現大統領は、ザイド・アブダビー首長(71年12月就任、任期5年、5選目)である。 ・憲法は、1971年12月に暫定憲法を制定 ・首長の勅撰議員40名で構成される連邦国民評議会がある。
オマーン首長国	<ul style="list-style-type: none"> ・70年7月のクーデタでカーブス首長が即位し、72年1月から首相を兼任 ・憲法は、1996年11月に国家基本法を公布 ・議会はなく、任命制の国家評議会と諮問評議会がある。
カタール国	<ul style="list-style-type: none"> ・95年6月のクーデタでハマド首長が即位 ・憲法は、1970年7月に暫定憲法発行 ・議会はなく、首長の補佐機関として諮問会議がある。将来的に議会を開設する予定である。
カンボジア王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(シアヌーク、93年9月即位)が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1993年9月公布 ・議会は、二院制(上院は99年3月に設置)
クウェート国	<ul style="list-style-type: none"> ・首長(ジャビル、77年12月即位)が元首、元首の下に首相を置く。現首相はサアド皇太子である。 ・憲法は、1962年11月制定、63年1月発効 ・議会は、一院制(定数50、ほかに首長任命の閣僚、任期4年)
サウジアラビア王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(ファハド、82年6月即位)が元首 ・憲法、議会とも存在しない。
タイ王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(プミポン・アドンヤデート、46年6月即位)が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1997年10月発効 ・議会は、二院制(上院は定数200で任期6年、下院は定数500で任期4年)
ネパール王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(ギャネンドラ、2001年6月即位)が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1990年11月公布 ・議会は、二院制(上院は定数60で任期6年、下院は定数205で任期5年) ・90年春の民主化運動で前国王が複数政党制復活を約束、現憲法は西欧型立憲君主制
バーレーン国	<ul style="list-style-type: none"> ・首長(イーサー、61年11月即位)が元首 ・憲法は、1973年12月発効 ・議会は、1975年8月に解散されている。
ブータン王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(ウォンチュック、72年7月即位)が元首 ・成文憲法はない ・議会は、一院制(定数154のうち105が直接選挙、12がラマ僧代表、37が政府機関代表、任期3年)
ブルネイ・ダルサラーム国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(ボルキア、67年10月即位)が元首で首相を兼任する。 ・憲法は、1959年9月発効(62年12月以来一部停止) ・議会は、一院制(定数20) ・王族が政治・経済をほぼ独占支配している。
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(サイード・シラジュディン、2001年12月即位)が元首、元首の下に首相を置く。 ・国王は9人のイスラム首長の互選で任期5年 ・憲法は、1963年9月発効のマラヤ憲法とマレーシア法からなる ・議会は、二院制連邦議会(上院は定数69のうち43が国王の任命、26が各州議会・連邦直轄地の選出で任期3年、下院は定数193で任期5年)
ヨルダン・ハシミテ王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王(アブドラ・ビン・フセイン、99年即位)が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1952年1月制定 ・議会は、二院制(上院は定数52、任期4年で国王の任命による、下院は定数104任期4年)

2. ヨーロッパ

正式国名	備考
アンドラ公国	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス大統領とスペインの小都市ウルヘルの司教が象徴的な共同元首をつとめる。元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1993年5月公布 ・議会は、一院制（定数28、任期4年） ・1982年1月に行政と立法を分離し、近代国家制度の導入に踏み出す。 ・93年の憲法制定により、外交・治安などの象徴的権利を共同元首に残しながら、国家主権を認める正式の独立国となった。
オランダ王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（女王ベアトリックス、80年4月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1814年制定 ・議会は、二院制（上院は定数75で州議会が選出し任期は6年で3年ごとに半数改選、下院は定数150で任期4年）
グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（女王エリザベス2世、52年2月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・成文憲法はなく、伝統、判例、慣習や1215年のマグナカルタなどにより憲法的規範を定めている。 ・議会は、二院制（上院は世襲貴族、終身貴族、大司教2名を含む聖職者などで構成、定数はなく98年6月現在1207名、下院は定数659で任期5年）
スウェーデン王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（カール16世グスタフ、73年9月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1974年の政体法、1810年の王位継承法、1949年の出版の自由法で構成 ・議会は、一院制（定数349、任期4年）
スペイン王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（ファン・カルロス1世、75年11月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1978年12月制定 ・議会は、二院制（上院は定数257のうち48は各自治州議会が選出し任期4年、下院は定数350で任期4年）
デンマーク王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（女王マルグレーテ2世、72年1月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1953年6月制定 ・議会は、一院制（定数179、任期4年 このうちグリーンランド及びフェロー諸島選出の各2名の議員はデンマーク本土の国内問題に関する表決には参加しない）
ノルウェー王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（ハラルド5世、91年1月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1814年5月制定 ・議会は、一院制であるが二院制の機能を持つ（定数165、任期4年で、互選により1/4が上院、3/4が下院を構成）
バチカン市国	<ul style="list-style-type: none"> ・ローマ教皇（ヨハネ・パウロ2世、78年10月即位）を元首とする。 ・教皇の下に、國務長官を置く。
ベルギー王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（アルベール2世、93年8月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1831年制定、1993年改正で君主制連邦国家となった。 ・議会は、二院制（上院は定数71のうち40は直接選挙、任期4年、下院は定数150で任期4年）
モナコ公国	<ul style="list-style-type: none"> ・大公（レーニエ3世、49年11月即位）が元首 ・憲法は、1962年12月制定 ・議会は、一院制（定数18、任期5年） ・立法は、元首と議会が共同で行う。また、行政は、大公の下でフランス政府推薦の國務大臣が政府を代表する。
リヒテンシュタイン公国	<ul style="list-style-type: none"> ・大公（ハンス・アダム2世、89年11月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1921年10月制定 ・議会は、一院制（定数25、任期4年）
ルクセンブルク大公国	<ul style="list-style-type: none"> ・大公（アンリ、2000年10月即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1868年10月制定 ・議会は、一院制（定数60、任期5年）

3. アフリカ

正式国名	備考
スワジランド王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（ムスワティ3世、86年4月即位）が元首で、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1978年10月制定 ・議会は二院制の諮問議会（上院は定数30のうち20は国王が任命し残余を下院が下院議員の中から選出、下院は定数65のうち10は国王が任命） ・立法、行政に国王が絶対的権力を持つ。 ・現在、憲法再検討委員会が設置されている。
モロッコ王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（モハメド6世、99年即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1972年3月制定で92年9月に改正 ・議会は、二院制（上院は定数270で任期9年、下院は定数325で任期5年） ・96年の憲法改正国民投票で、議を一院制から二院制に改めた。
レソト王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（レツィエ3世、96年即位）が元首、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1993年3月公布 ・議会は、二院制（上院は定数33で部族長22と指名議員11で構成、下院は定数80で任期5年） ・93年の民政移管後、首相と国王（レツィエ3世）の関係が悪化、94年8月に国王は、全閣僚の解任と議会の解散及び憲法の一部停止を宣言する（国王クーデタ）を敢行、同年9月に周辺国の調停で正常化し、軍に追放された父親のモシユシュ2世が王位に復位、96年1月のモシユシュ2世死去を受けてレツィエ3世が復位した。

4. オセアニア

正式国名	備考
トンガ王国	<ul style="list-style-type: none"> ・国王（ツボウ4世、65年12月即位）が元首 ・憲法は、1875年制定 ・議会は、一院制（定数31のうち一般選出議員9、任期3年） ・民主化推進派が憲法改正を目標に掲げている。
サモア独立国	<ul style="list-style-type: none"> ・終身のマタイ（伝統的な拡大家族の家長 マリエトア・タヌマフィリ2世、62年1月就任）が元首で、元首の下に首相を置く。 ・憲法は、1962年1月発効 ・議会は、一院制（定数49、任期5年） ・91年に普通選挙がはじめて実施され、伝統的身分社会は転機を迎えている。

出典：世界大百科事典（平凡社） 外務省ホームページ、外交青書

<参考> イギリス連邦 (The British Commonwealth of Nations)

イギリス連邦は、1945 年以降、大英帝国の漸進的解体から生れた独立国の任意連合である。イギリス連邦は、主に政府間協議とイギリス連邦機関を通じて民主主義、経済開発、国際理解等の促進に努めている。加盟についての法律上・憲法上の義務はない。

イギリス国王は、イギリス連邦の元首として認められているほか、16 の加盟国の国家元首にもなっている。

イギリス連邦一覧

	イギリス国王を元首とする国家	共和制の大統領国家	君主国家	計
アジア		インド キプロス共和国 シンガポール共和国 スリランカ民主社会主義共和国 パキスタン・イスラム共和国 バングラデシュ人民共和国 モルディブ共和国	ブルネイ・ダルサラーム国 マレーシア	9 カ 国
アフリカ		ウガンダ共和国 ガーナ共和国 カメルーン共和国 ガンビア共和国 ケニア共和国 ザンビア共和国 シエラレオネ共和国 ジンバブエ共和国 セイシェル共和国 タンザニア連合共和国 ナイジェリア連邦共和国 ナミビア共和国 ボツワナ共和国 マラウイ共和国 南アフリカ共和国 モザンビーク共和国 モーリシャス共和国	スワジランド王国 レソト王国	19 カ 国
欧州	イギリス本国	マルタ共和国		2 カ 国
北米	アンティグア・バーブーダ カナダ グレナダ ジャマイカ セントクリストファー・ネイビス連邦 セントビンセント及びグレナディーン諸島 セントルシア バハマ連邦 バルバドス ベリーズ	ドミニカ国 トリニダード・トバゴ共和国		12 カ 国
南米		ガイアナ協同共和国		1 カ 国
オセアニア	オーストラリア連邦 ソロモン諸島 ツバル ニュージーランド パプア・ニューギニア独立国	キリバス共和国 ナウル共和国 バヌアツ共和国 フィジー共和国	西サモア独立国 トンガ王国	11 カ 国
計	16 カ国	32 カ国	6 カ国	54 カ 国

行為分類論の諸説の概念

	天皇の行為				
二分説	国事行為	その他の行為			
三分説(1)	国事行為	公的行為	私的行為		
三分説(2)	国事行為	公的行為	その他の行為		
			公的性格ないし 公的色彩のある行為	純然たる 私的行為	
五分説	国事行為	公人行為	社会的行為	皇室行為	私的単独行為

各行為の概念

	概念		具体例	
国事行為	象徴としての地位に基づき、国家機関として行う憲法上の行為		憲法第 4 条、第 6 条及び第 7 条各号に規定する行為	
その他の行為	公的 (公人) 行為	象徴としての地位に基づく、公人として行う行為	君主的側面 ・国会開会式への行幸 ・認証官任命式への臨席 ・各種拝謁の実施 ・国賓行事 ・外国訪問 ・国際的大会の名誉総裁就任 ・国家的行事への臨席 ・天皇誕生日祝賀行事の主宰 ・社交的行事の実施	
		君主的側面 天皇の意思を前提としつつ、内閣としての意思決定がなされ、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その効果は象徴たる天皇に及ぶもの 伝統的側面 行為の内容に対する内閣の関わりは小さく、行為の意思の事実上の決定において天皇の意思が尊重されるべきもの ただし、行為の内容に対する責任は内閣が有し、その行為の効果が象徴たる天皇に及ぶ	伝統的側面 ・歌会始、講書始の主宰 ・地方行幸中の公式行事以外の日程 ・福祉活動の奨励、ねぎらいの行為 ・災害見舞 ・文化、産業の奨励	
	私的 行為	社会的行為	象徴としての地位を背景に有しつつ、私人として行う行為	・個々の福祉活動 ・芸術鑑賞行為 ・宗教活動 ・スポーツ、音楽、文芸活動の会合や研究会等への参加 ・友人との会食 ・学校行事への参加 ・私的旅行 ・静養先での外出
		皇室行為	私人としての地位で、皇室を構成する者として行う行為	・皇室内部の諸行事の実施 ・宮中祭祀の主宰
	純然たる私的行為	私人としての地位で、純粋な私人として単独で行う行為	・私室での読書、研究、芸術鑑賞	

参考資料

- ・『憲法（上）・（下）〔新版〕』 佐藤功／有斐閣 1983年
- ・『全訂日本国憲法』 宮沢俊義（芦部信喜補訂）／日本評論社 1978年
- ・『逐条日本国憲法審議録』 清水伸／有斐閣 1962年
- ・『憲法〔第3版〕』 清宮四郎／有斐閣 1979年
- ・『憲法〔第3版〕』 芦部信喜（高橋和之補訂）／岩波書店 2002年
- ・『憲法』 樋口陽一／青林書院 1998年
- ・『憲法〔第3版〕』 野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利／有斐閣 2001年
- ・『現代憲法体系1 国民主権と天皇制』 針生誠吉・横田耕一／法律文化社 1983年
- ・『ジュリスト』 933号、938号、974号 有斐閣
- ・『法律時報』 第19巻第3号 日本評論社
- ・『日本立法資料全集1 皇室典範』 芦部信喜・高見勝利編／信山社 1990年
- ・『帝国憲法皇室典範義解』 国家学会編 1889年
- ・『明治憲法成立史 下巻』 稲田正次／有斐閣 1962年
- ・『日本国憲法成立史 第3巻』 佐藤達夫著・佐藤功補訂／有斐閣 1994年
- ・『新訂増補 世界各国の憲法典』 大石義雄編／有信堂 1965年
- ・“Constitutions of the Countries of the World” Oceana Publications,Inc
- ・『象徴天皇と皇室（日本国憲法・検証 資料と論点第2巻）』 高橋紘／小学館 2000年
- ・『国王・王族の人権・王室費等について ISSUE BRIEF 109』 国立国会図書館 1989年
- ・『宮内庁要覧（平成14年版）』
- ・『外交青書』
- ・『世界大百科辞典』 平凡社 1999年
- ・『衆議院ロシア等欧州各国及びイスラエル憲法調査議員団報告書』 衆議院 2001年